

茨木市立市民体育館及び茨木市立中条・五十鈴・西河原市民プール 概要

(1) 設置目的

<体育館>

市民の体育及びスポーツの振興を図り、もって市民の健康及び体力の向上に資するため。

<プール>

スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、もって市民の健康増進と体位の向上に資するため。

(2) 名称及び位置

茨木市立市民体育館	茨木市小川町2番1号
茨木市立中条市民プール	茨木市小川町2番7号
茨木市立五十鈴市民プール	茨木市五十鈴町11番13号
茨木市立西河原市民プール	茨木市西河原三丁目2番38号

(3) 開設日

茨木市立市民体育館	昭和53年1月29日
茨木市立中条市民プール	昭和43年8月7日
茨木市立五十鈴市民プール	昭和56年7月7日
茨木市立西河原市民プール	平成5年7月1日

(4) 施設規模

	体育館	中条プール	五十鈴プール	西河原プール
構造	鉄筋コンクリート造 地上3階建 屋根鉄骨造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造 地下1階建 地上2階建	鉄筋コンクリート造 地下1階建 地上3階建
敷地面積	5,193.18㎡	体育館に併設	4,444.04㎡	13,700㎡
建築面積	3,405.86㎡	413.60㎡	1,850.79㎡	2,628.50㎡
延床面積	6,257.99㎡	4,671.98㎡	4,658.25㎡	7,438.49㎡

(5) 施設内容

施設名	施設内容
体育館	<p>【1階】 第3体育室（剣道他）、第4体育室（柔道他）、第5体育室（トレーニング他）、事務室、会議室、更衣室（男150、女120）</p> <p>【2階】 第1体育室（バスケット2面、バトミントン8面他）第2体育室（卓球他）、役員室、放送室</p> <p>【3階】 観覧席（142席、対面）</p>

施設名	施設内容
中条プール	<p>【屋外プール】 50mプール、25mプール 幼児用プール 事務所、監視員室、更衣室、 障害者用更衣スペース、 シャワー場、男・女トイレ、</p>
五十鈴プール	<p>【屋内プール】 25mプール 【屋外プール】 50mプール、幼児用プール 事務所、開札所、監視員室、更衣室、 シャワー場、男・女トイレ、採暖室</p>
西河原プール	<p>【屋内プール】 25mプール（7コース・水深1.2m） リラクゼーションプール（滝、噴水、スリーピングプール、 ジェットプール、スライダープール、幼児プール） 見学者室、監視員室、シャワー室、採暖室（サウナ）</p> <p>【屋外プール】 流水プール（長さ190m）、幼児プール ウォータースライダー（長さ159m）（長さ137m）の2基 監視員室、シャワー室</p> <p>【共通施設】 更衣室（コインロッカー男子1,584、女子1,536） 障害者用更衣室（コインロッカー男子6、女子6） ※コインロッカーは返却型 シャワー室、トレーニング室、保健室 軽食・喫茶室（84席）</p>

(6) 開館時間

体育館	午前9時～午後9時30分
プール	【夏期：7月1日～9月10日】 屋外プール 午前10時～午後6時30分 屋内プール 午前10時～午後8時 【温水期：9月11日～翌年6月30日】 屋内プール 午前10時～午後8時

(7) 休館日

体育館	毎週水曜日 12月29日から翌年1月3日まで
プール	毎週火曜日（※夏期は休まず営業） 12月28日から翌年1月4日まで

(8) 料金制度

体育館	使用料は、本市の収入として取り扱う。
プール	利用料金は、地方自治法第244条の2の規定に基づく利用料金制を採用し、指定管理者の収入として取り扱う。

茨木市立市民体育館及び茨木市立中条・五十鈴・西河原市民プール
指定管理者募集要項

1 指定管理者候補者選定の目的

茨木市（以下「市」という。）では、茨木市立市民体育館並びに茨木市立中条市民プール及び茨木市立五十鈴市民プール及び茨木市立西河原市民プール（以下、「市民プール」という。）について、地方自治法第244条の2第3項に基づき、施設の管理運営を効率的、効果的に行うために、茨木市立市民体育館（以下、「市民体育館」という。）では平成21年4月から、茨木市立中条市民プール（以下、「中条市民プール」という。）・茨木市立五十鈴市民プール（以下、「五十鈴市民プール」という。）では平成20年4月から、茨木市立西河原市民プール（以下、「西河原市民プール」という。）では平成19年4月から「指定管理者制度」を導入しています。令和2年3月をもって、現在の指定管理期間が満了となることから、引き続き、施設の設置目的を達成し、その効用を最大限に発揮するため、指定管理者候補者を公募し、その選定を行います。

2 施設の概要

- (1) 名称：茨木市立市民体育館
- (2) 所在地：茨木市小川町2番1号
- (3) 開所時間：午前9時から午後9時30分
- (4) 休所日：ア 毎週水曜日
イ 12月29日から1月3日まで
- (5) 施設面積：6,257.99㎡（延床面積）
- (6) 施設内容：1階 事務室、会議室、第3体育室（剣道他）、第4体育室（柔道他）、第5体育室（トレーニング他）、更衣室（男150・女120）
2階 第1体育室（バスケット2面、バドミントン8面他）、第2体育室（卓球他）、役員室、放送室
3階 観覧席（142席・対面）
- (7) 設備：パソコン、プリンター、机、椅子、消防設備、空調設備、ボイラー設備、受電設備、給排水衛生設備他ほか
- (8) 屋外施設：駐車場（34台）、駐輪場（142台・中条市民プールと併用）
- (9) 施設の図面等：別添資料「管理施設一覧、物品一覧」参照

※指定管理者は、茨木市立市民体育館条例施行規則第7条第4項に基づき、開所時間及び休所日を変更又は臨時に休館するときは、あらかじめ市長の承認を得ることとします。

- (1) 名称：茨木市立中条市民プール
- (2) 所在地：茨木市小川町2番7号
- (3) 開所時間

使用期間		使用時間
夏期	7月1日～9月10日	屋外プール午前10時～午後6時30分

(4) 施設面積：4,671.98㎡（延床面積）

(5) 施設内容：

50mプール（50m×19.5m）975㎡、9コース 水深1.2m～1.3m

25mプール（25m×15m）375㎡、7コース 水深0.9m～1.1m

幼児用プール（変形 120㎡）、水深0.5m

シャワー場、男・女トイレ、事務所（改札含む）、監視員室、更衣室（ロッカー 男子900、女子600）障害者用更衣スペース（男女更衣室内）

(6) 設備：消防設備一式、放送設備一式、濾過機設備一式、プール機械設備一式

※更衣ロッカーはカギ貸出し式

(7) 屋外施設：駐車場なし、駐輪場（142台・市民体育館と併用）

(8) 施設の図面等：別添資料「管理施設一覧、物品一覧」参照

※指定管理者は、茨木市立市民プール条例施行規則第7条第3項に基づき、開所時間及び休所日を変更又は臨時に休館するときは、あらかじめ市長の承認を得ることとします。

(1) 名称：茨木市立五十鈴市民プール

(2) 所在地：茨木市五十鈴町11番13号

(3) 開所時間

使用期間		使用時間
夏期	7月1日～9月10日	屋外プール午前10時～午後6時30分 屋内プール午前10時～午後8時
温水期	9月11日～翌年の6月30日	屋内プール午前10時～午後8時

(4) 休所日：ア 毎週火曜日（温水期のみ）

イ 12月29日から1月4日まで

(5) 施設面積：4,658.25㎡（延床面積）

(6) 施設内容：

〔屋外プール〕 50mプール（50m×17.2m）860㎡、8コース 水深1.0m～1.1m

幼児用プール（変形 46.075㎡）、水深0.5m～0.55m

〔屋内プール〕 25mプール（25m×15m）375㎡、7コース 水深1.0m～1.1m、採暖室、シャワー場、男・女トイレ、事務所（改札含む）、

監視員室、更衣室（リターン式コインロッカー 男子1,032、女子984）

(7) 設備：照明設備一式、空調設備一式、消防設備一式、放送設備一式、濾過機設備一式、プール機械設備一式、受電設備一式、給排水衛生設備一式

(8) 屋外施設：駐車場なし、駐輪場（約1,500台）、屋外プール観客席（400席 6段片面）359.9㎡

(9) 施設の図面等：別添資料「管理施設一覧、物品一覧」参照

※指定管理者は、茨木市立市民プール条例施行規則第7条第3項に基づき、開所時間及び休所日を変更又は臨時に休館するときは、あらかじめ市長の承認を得ることとします。

(1) 名称：茨木市立西河原市民プール

(2) 所在地：茨木市西河原三丁目2番38号

(3) 開所時間

使用期間		使用時間
夏期	7月1日～9月10日	屋外プール午前10時～午後6時30分 屋内プール午前10時～午後8時
温水期	9月11日～翌年の6月30日	屋内プール午前10時～午後8時

(4) 休所日：ア 毎週火曜日（温水期のみ）

イ 12月29日から1月4日まで

(5) 施設面積：7,438.49㎡（延床面積）

(6) 施設内容：

〔屋外プール〕流水プール（長さ190m）、幼児プール、ウォータースライダー（長さ159m）（長さ137m）の2基、着水プール、監視員室、シャワー室

〔屋内プール〕25mプール（7コース・水深1.05～1.25m）、リラクゼーションプール（滝、噴水、スリーピングプール、ジェットプール、スライダープール、幼児プール）

見学者室、監視員室、シャワー室、採暖室（サウナ）、トレーニング室、保健室、軽食・喫茶室（84席）

※更衣室（リターン式コインロッカー 男子1,584、女子1,536）、障害者用更衣室（リターン式コインロッカー 男子6、女子6）

(7) 設備：照明設備一式、音響設備一式、空調設備一式、消防設備一式、放送設備一式、濾過機設備一式、プール機械設備一式

(8) 屋外施設：駐車場（266台）、駐輪場（約700台）、ごみ置き場

(9) 施設の図面等：別添資料「管理施設一覧、物品一覧」参照

※指定管理者は、茨木市立市民プール条例施行規則第7条第3項に基づき、開所時間及び休所日を変更又は臨時に休館するときは、あらかじめ市長の承認を得ることとします。

3 指定管理者が行う業務

指定管理者は、茨木市立市民体育館条例（平成20年条例第36号。以下「市民体育館条例」という。）第5条及び茨木市立市民プール条例（平成18年条例第30号。以下「市民プール条例」という。）第5条に規定する以下の業務（以下「指定管理業務」という。）を行います。なお、具体的な業務内容及び履行方法については「茨木市立中条・五十鈴・西河原市民プール業務仕様書」、別添の各「仕様書」によります。

市民体育館

- (1) 市体育館の使用の許可に関する業務
- (2) 市民体育館の管理に関する業務
- (3) 市民の体育及びスポーツの指導
- (4) 体育及びスポーツ活動のための施設供与
- (5) 市民体育館条例の第1条設置目的を達成するために必要な事業

市民プール

- (1) 市民プールの利用の許可に関する業務
- (2) 市民プールの管理に関する業務
- (3) 水泳等の指導
- (4) 水泳等のための施設供与
- (5) 市民プール条例の第1条設置目的を達成するために必要な事業

また、指定管理者は、センターの設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができます。（なお、自主事業を実施する場合は、事前に市の承認が必要です。）

4 リスク分担

協定締結にあたり、指定管理者と市のリスク分担は、原則、別添のリスク分担表のとおりとします。

5 指定の期間（予定）

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

ただし、管理を継続することが適当でないとき、指定を取り消すことがあります。

6 応募資格（及び条件）

(1) 応募資格

市民体育館及び市民プール指定管理者としての管理運営、経営、資産及び人的又は組織的能力について、安全性、安定性及び適格性を持ち、応募日現在において、次のすべての条件を満たすことのできる法人その他団体（以下、「法人等」という。）とします。個人での応募はできないものとします。なお、応募後においても、次のいずれかの条件を満たさなくなった場合は、失格とすることがあります。

- ① 類似施設の管理運営実績（一部業務再受託実績を含む。）を継続して3年以上有すること。
- ② 宗教活動及び政治活動を主たる目的としていないこと。
- ③ 経営及び資産状況等が次の各号のいずれかに該当していないこと。
 - ア 国税、都道府県税を滞納している法人等
 - イ 本市の市税（市に対して納税義務がある場合に限る。）を滞納している法人等
 - ウ 旧商法第381条第1項の規定による会社の整理の開始を命ぜられた法人等
 - エ 破産法第19条の規定により破産の申立てをしている法人等
 - オ 会社更生法第17条の規定により更生手続開始の申立てをしている法人等
 - カ 民事再生法第21条の規定により再生手続開始の申立てをしている法人等
- ④ 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の3又は第198条に違反する容疑があったとして、現に、逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されていないこと。
- ⑤ 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、現に公正取引委員会又は関係機関により認定を受けていないこと。
- ⑥ 団体又はその代表者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- ⑦ 地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている法人等でないこと。
- ⑧ 地方自治法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していない法人等でないこと。
- ⑨ 次の各号に該当する者が役員となっていないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 法律行為を行う能力を有しない者
 - ウ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - エ 本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない

者

オ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団等の構成員

(2) 応募の条件

大阪府内に主たる事業所（事務所等を含む。）があること。

※事業所においては、緊急時に迅速かつ適切な対応が取れる体制を有すること。

(3) 複数の事業者による応募

市民体育館及び市民プールの管理業務を効率的かつ効果的に行うために必要な場合は、複数の事業者（以下「グループ」という。）が共同して応募することができるものとします。（ただし、上記の応募資格を有さない事業者は、グループの構成団体となれません。）

この場合においては、次に掲げる事項に留意するものとします。

- ① グループの構成団体を特定し、グループの名称及びグループ内で代表となる事業者を定めることとします。
- ② 単独で応募した事業者は、グループの構成団体として応募することができません。
- ③ 複数のグループにおいて、同時に構成団体となることはできません。
- ④ 代表団体及び構成団体の変更は、原則として認めません。ただし、構成団体については、業務遂行上支障がないと本市が判断した場合、変更を認めることがあります。

7 選定対象外

次に該当する場合は、失格として選定の対象から除外します。

- (1) 応募書類に明らかな虚偽の記載があった場合
- (2) 応募に際して不正行為があった場合
- (3) 提出期限までに必要な書類を提出できなかった場合
- (4) 応募資格に反することが認められた場合
- (5) 本件に関し、同一の法人等が2件以上の応募を行った場合

8 施設使用料の取り扱い

(1) 市民体育館

本施設は、地方自治法第244条の2の規定に基づく「利用料金制度」の適用は行いません。施設使用料は、条例に定められた額が、市の収入になります。指定管理者の徴収または収納事務は、地方自治法施行例第158条及び茨木市財務規則第47条の規定に基づき、指定管理者に別途委託します。なお、徴収事務委託料は、指定管理料に包含されます。使用料は、収入事務受託者として適切に取り扱い、使用料を

受領したときは、遅延なく市が指定する指定金融機関の口座へ納付してください。

(2) 市民プール

施設の管理運営にあたっては、地方自治法第244条の2の規定に基づく「利用料金制度」を導入します。指定管理者は市が支払う指定管理料のほか、利用者が支払う施設や設備の利用料金、実費徴収金や自らが企画、実施する自主事業等の収入を自らの収入として扱うこととなりますので、適切な経理を行ってください。なお、利用料金による見込み額より上回る場合は、その収益の一部を市に納付する「納付金制度」を採用することができるものとする。

9 指定管理業務に係る経費

(1) 会計年度

市民体育館及び市民プールの管理運営に係る会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとします。

(2) 経費に関する協議

指定管理業務に要する経費については、年度ごとに指定管理者から提出される年度別事業計画書及び収支予算書に基づき、市と指定管理者との間で協議して決定します。

(3) 指定管理料

指定管理料は、指定管理業務に要する経費から利用料金、実費徴収金及びその他の収入（自主事業の参加費等）等を差し引いた金額をもとに、市と指定管理者との間で協議のうえ、予算の範囲内において指定管理料を決定します。なお、指定管理料、支払期日は、毎年度の年度協定において定めます。

下記の金額を参考に、申請の際の事業計画書及び収支予算書を作成してください。

過年度の指定管理料

年度	市民体育館	中条・五十鈴市民プール	西河原市民プール
平成29年度	63,676,000円	19,147,000円	65,823,000円
平成30年度	63,734,000円	19,240,000円	66,033,000円
平成31年度	65,019,000円	20,424,000円	66,506,000円

※消費税及び地方消費税を含む。

想定される支出の主な項目については、下記のとおりです。

職員賃金・通勤手当等人件費、講師謝礼等報償費、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、通信運搬費、手数料、委託料、利用者傷害保険料、備品費、電話料金・インターネット回線使用料、保守警備費等

(4) 指定管理料の清算

指定管理業務を市が示した水準どおりに確実に実施する中で、利用料金収入や事業収入の増加、経費の節減など指定管理者の経営努力により生み出された余剰金については、原則として清算による返還を求めません。

また、利用料収入の減少など、指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合は、原則として補填は行いません。

(5) 備品等の所有権

市がセンターに設置する備品等については、市の所有とし、その使用及び保管に十分注意してください。

指定管理者が自ら購入・搬入した備品等については、指定管理者の所有とします。（購入・搬入する場合は事前に市と協議が必要です。）

10 申請の手続き

(1) 募集要項及び申請書類の配布・提出期間

配布期間 令和元年8月1日（木）から8月15日（木）まで

提出期間 令和元年8月19日（月）から9月11日（水）まで
（土日・祝日を除く）

配布・提出時間 午前8時45分から午後5時15分まで

配布・提出場所 茨木市市民文化部スポーツ推進課窓口（募集要項の概要については、市ホームページで公開します。）申請書類の様式については、必要に応じて電子データを提供します。

※なお、郵送での提出の場合は、一般書類、簡易書留、特定記録郵便のいずれかで期限内必着のこと。

(2) 現地見学会・説明会の開催

※応募予定の法人は、必ずご出席ください。

日 時 令和元年8月16日（金）午後1時から

場 所 茨木市立五十鈴市民プール（茨木市五十鈴町11番13号）

電話番号 072-635-7700

※五十鈴市民プールには駐車場がありませんので、近隣有料駐車場（イオン等）をご利用ください。

五十鈴市民プール見学後、西河原市民プール、市民体育館、中条市民プールの順で移動します。（有料駐車場あり 100円/30分）

内 容 施設見学及び申請及び仕様書についての説明

申込方法 令和元年8月14日(正午)までに、「指定管理者候補者公募説明会参加申込書(様式10)」に必要事項を記入のうえ、電子メール又はファクシミリでスポーツ推進課までご連絡ください。参加者数は1団体あたり2名までとします。送信後に、必ず送信された旨の電話連絡をお願いします。

(3) 質問期間（申請書類の書き方等簡易な質問を除く）

質問期間 令和元年8月16日（金）から令和元年8月21日（水）まで

(土日・祝日除く)

午前8時45分から午後5時15分まで

※質問内容は、指定管理業務の内容についてです。

※質問については、応募資格を満たす法人に限り受け付けます。

※電話・来訪などによる口頭での質問は受け付けません。

質問方法 様式9の質問票によるファクシミリ又は電子メールのみとします。
(いずれの方法による場合も送信前に電話にて事前連絡願います。)

提出先 下記「18 問合せ先及び書類の提出先」へ提出してください。

回答方法 質問をとりまとめた後、スポーツ推進課ホームページ内にて8月27日
(火)を目途に公表します。

11 提出書類 (正本1部、副本1部、データ一式)

申請にあたっては、以下の書類を提出していただきます。なお、市が必要と認める場合は追加資料の提出を求めることがあります。

- ① 指定管理者指定申請書(様式1)
- ② 団体概要書兼類似施設事業実績書(様式2)
- ③ グループ構成書(様式3)
- ④ グループ協定書兼委任状(様式4)
※③及び④は、グループ応募の場合のみ提出してください。
- ⑤ 事業計画書(様式5)
- ⑥ 収支予算書(様式6)
- ⑦ 応募資格を満たす旨の誓約書(様式7)
- ⑧ 定款、規約又はこれらに準ずるもの
- ⑨ 法人の登記事項証明書(法人登記のないものにあつては、業務内容、役員構成及び資本の構成を記載した書類)
- ⑩ 国税・地方税納税証明書(「納税証明書その3の3」など未納額がないことの証明書)
- ⑪ 市税の納税確同意書(様式8)
- ⑫ 貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、株主資本等変動計算書、監査報告(申請日直近の過去2期分)など、法人の事業及び経営の状況を明らかにするもの。
- ⑬ 指定管理者申請に関する質問票(様式9)
- ⑭ 公募説明会参加申込書(様式10)
- ⑮ 第三者への一部業務委託承認申請書

※グループ応募の場合、①はグループとして作成してください。

※グループ応募の場合、②及び⑧～⑬は、構成団体ごとに提出してください。

※申請者の発行済株式の50%超を保有する親会社(株式会社に限る。)がいる場合、⑧ ⑨は親会社の書類についても提出してください。また、⑫は親会社の連結ベースの書類についても提出してください。

※申請者が、他の会社の発行済株式の50%超を保有している親会社（株式会社に
限る）である場合、⑫については、申請者単独のものに加えて、子会社等との
連結ベースの書類も提出してください。

※提出された書類は理由のいかんを問わず返却いたしません。また、提出後に書
類を修正することはできません。（ただし、字句の修正など市が認める軽微な
ものを除く。）

※各提出書類はA4版を原則とします。A4版以外の規格を使用した場合は、A
4版に折り込んでください。

12 選定方法

(1) 資格審査

指定管理者指定申請書の提出後に応募資格要件について、予め書類審査を行いま
す。書類審査の結果、応募資格がない場合には、指定管理者候補選定委員会に
は上程いたしません。

(2) 指定管理者候補者選定委員会

指定管理者候補者の選定は、茨木市指定管理者候補者選定委員会（庁内委員及
び外部有識者で構成）で選定します。選定は、提出書類〔提出書類及びプレゼン
テーション〕に基づく採点方式とし、各委員の合計点数が最も高い団体を指定管
理者候補者として選定します。

(3) プレゼンテーションの実施

選定にあたっては、指定管理者候補者選定委員会（10月下旬開催予定）におい
て、提案内容のプレゼンテーションを行っていただきます。プレゼンテーション
の内容、日時、場所等は、資格審査後、別途通知します。なお、応募者が4団体
以上となった場合、円滑な審査のため、市で提出書類に基づく事前審査を行い、
プレゼンテーションに進める団体を限定する場合があります。

(4) その他

- ① 市が必要と認めた場合は、追加書類の提出を求め、又は応募者に対するヒア
リングを実施することがあります。
- ② 総合得点が最上位である場合でも、得点が著しく低い評価項目がある団体は、
候補者として選定しない場合があります。
- ③ 各委員による評価の総合計点数が満点の60%に達する団体がない場合は、指
定管理者候補者として適格者なしとする場合があります。
- ④ 一部の評価項目については、最低基準を設けており、委員の過半数が「非常
に劣る」と判断した場合は、他項目の点数によらず、失格とします。

13 選定基準及び選定結果の通知

(1) 選定基準

指定管理者候補者は、本市が定める選定基準を基本として、公平かつ適正に審
査し、選定します。

<サービス重視の施設>

選定基準	評価項目	配点	
1. 管理運営の基本方針と意欲 施設の設置目的や市の施策等を十分に理解し、適切な基本方針をもって、施設の効用を最大限発揮する意欲があるか。	【1-1】 管理運営の基本方針	4	2
	【1-2】 管理運営を行う意欲		2
2. 管理運営を行う能力 事業計画を確実かつ安定的に実施するに足りる経理的基礎その他の経営に関する能力を有しているか。	【2-1】 経営状況、財務規模	10	6
	【2-2】 類似施設・事業の管理運営・実施実績		4
3. 施設の管理運営の考え方と方策 個人情報保護や人権尊重の基本的な視点を踏まえつつ、効果的かつ効率的に施設を管理運営できるか。	【3-1】 従事者の雇用、労働者福祉の考え方	50	4
	【3-2】 人員配置		4
	【3-3】 人材育成の考え方		4
	【3-4】 設備の維持管理及び清掃・衛生管理について		30
	【3-5】 緊急時対策、安全管理		2
	【3-6】 環境への配慮に関する考え方		2
	【3-7】 個人情報の保護及び情報公開		2
	【3-8】 人権尊重への配慮に関する考え方		2
4. サービス向上の考え方と方策 利用者のニーズを把握し、質の高いサービスを提供することで、施設の効用を最大限に発揮することができるか。	【4-1】 休日、開業時間	26	2
	【4-2】 利用者ニーズや苦情の把握と対応について		10
	【4-3】 利用促進・サービス向上及び経費削減等効率化の方策		11
	【4-4】 自主事業の実施計画		3
5. 収支計画 提案された収支計画は、適切な見積もりにより算出された実現可能性のあるものであり、かつ管理運営コストの削減を図ることができるものか。	【5-1】 指定管理料の見積もり額	10	10
	【5-2】 収支計画		-
合計		100	

(2) 選定結果の通知選定結果の通知は、全ての応募者に文書で通知します。また、市のホームページ等においても、全ての応募団体の名称、総得点、項目別得点及び指定管理者候補者に選定された団体の選定理由等を公表します。選定された団体については、提出された事業計画書等を、法人の経営状況に係る情報を除き、公表します。

14 指定管理者の指定

指定管理者候補者として選定されたものは、議会の議決（令和元年12月予定）を経て、指定管理者として指定します。なお、議決が得られなかった場合において、候補者が本件に支出した費用について、市は補償しません。

議決を得て、指定管理者として選定された団体には、指定通知書をもってこの旨を通知します。

15 選定スケジュール（予定）

令和元年8月1日	指定管理者候補者募集要項の配布開始
令和元年8月16日	現地見学会・説明会の実施（午後1時から） 要項配布終了 申請書受付開始 質問受付開始 ※募集に関するスケジュール等の簡易な質問については随時受け付けしますが、詳細な質問については質問票にて文書受付し、後日回答します。
令和元年8月21日	質問受付終了
令和元年8月27日	質問回答（市ホームページにて回答掲載）
令和元年9月11日	申請書受付終了
令和元年10～11月	指定管理者候補者選定委員会において審査、選定 応募者へ結果を通知
令和元年12月～	市議会に指定に関する議案上程 可決後、3月までに協定書締結
令和元年2～3月	現指定管理者（新規導入施設については市）との引継ぎ
令和元年4月1日	新指定管理者による管理の開始

16 協定の締結

指定管理者は、次の事項について、市と管理運営協定を締結します。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 管理運営経費の額及び支払い方法に関する事項
- (3) 事業報告に関する事項
- (4) 指定の取消し及び管理運営業務の停止に関する事項
- (5) 管理運営業務に関し知り得た個人情報の保護に関する事項
- (6) 管理運営業務に関し取得した文書の取扱に関する事項
- (7) センター内の物品の所有権の帰属に関する事項

- (8) 管理運営に起因する事故等の賠償責任及び求償に関する事項
- (9) 災害時における市への協力義務等に関する事項
- (10) その他市長が必要と認める事項

17 その他

- (1) 応募に関して支出した費用や提供したノウハウの対価等については、補填その他一切支払い等はいたしません。
- (2) 提出された書類等は、茨木市情報公開条例に規定する公文書に該当し、本市の公文書の公開請求の対象となります。また、提出された指定管理に係る事業計画書を当該条例に基づき公開することがあります。
- (3) 団体の提出する書類の著作権はそれぞれの作成団体に帰属します。なお、本件において公表する場合は、市は団体の提出書類の全部または一部を無償使用できるものとしします。
- (4) 書類提出後に応募を辞退する場合は、辞退届(様式は任意)を提出してください。
- (5) 応募1団体につき、提案は1件のみとします。
- (6) 応募者は選定委員に対し、本件応募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合は失格となることがあります。
- (7) 指定期間終了もしくは指定取消しにより、次の指定管理者に管理運営業務を引き継ぐ際は、円滑な引継に協力するとともに、必要なデータ等について提供していただきます。
- (8) 指定管理者が正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定を取り消すことがあります。また、協定の締結までに事業の履行が確実でない認められるとき又は著しく社会的信用を損なう等により指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。これらの場合、指定管理者の指定を取り消されたものは、本市に生じた損害を賠償しなければなりません。
- (9) 市又は教育委員会が主催、共催、協賛、後援その他の形態で該当施設を使用する場合は、協力していただきます。
- (10) 茨木市避難所運営マニュアルで指定避難所等に位置付けられている施設の指定管理者は、災害時には、市の指示及び茨木市避難所運営マニュアルに従い、避難所の開設及び運営の支援をするものとし、指定避難所等に位置づけられていない施設の指定管理者は、市の指示に従い、市に協力するものとする。
- (11) 市民体育館及び市民プールの管理運営業務に当たり、指定管理者が法人市民税等の納税義務を負う場合があります。
- (12) 提案された内容については、市と協議のうえ、市の承認を前提として、必ず実施していただきます。

18 問合せ先及び書類の提出先

- (1) 住 所 茨木市駅前三丁目8番13号
- (2) 担当部課名 市民文化部スポーツ推進課(南館8階)

- (3) 電話番号 072-620-1608
 (4) F A X 072-624-4767
 (5) メールアドレス sportssk@city.ibaraki.lg.jp

<別添資料>

- ・管理施設一覧
- ・市民体育館・市民プール平面図、見取り図
- ・備品・物品等一覧
- ・業務仕様書
- ・茨木市立市民体育館置条例・同施行規則、茨木市立市民プール条例・同施行規則
- ・施設の管理に関する参考情報（平成28年度～30年年度）
 利用状況、収支状況、管理内容、契約内容等
- ・提出書類の様式（あるもの）

別表 リスク分担表

種 類	リ ス ク の 内 容	負 担 者	
		市	指定管理者
応募費用	指定管理者募集への応募費用に関するもの		○
金利の変動	金利の変動に伴う経費の増		○
物価の変動	物価の変動に伴う経費の増		○
資金調達	市から指定管理者への経費の支払い遅延によるもの	○	
	上記以外のもの		○
市場環境の変化	利用者の減少、競合施設の増加、需要見込みの誤り、その他事由による経営不振		○
法制度の変更等	法制度・許認可の新設・変更に関するもの（指定管理業務に影響を及ぼすもの）	○	
	法制度・許認可の新設・変更に関するもの（上記及び他の項目に記載されている以外のもの）		○
許認可の遅延	許認可の遅延に関するもの（市が取得するもの）	○	
	許認可の遅延に関するもの（上記以外のもの）		○
税制度の変更	法人税等指定管理者の利益に関するもの		○
	消費税に関するもの	○	
	上記以外のもの	○	○
書類の誤り	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
	仕様書、募集要項等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
政治、行政的理由による指定管理業務の変更	政治、行政的理由から、指定管理業務の継続に支障が生じた場合又は指定管理業務の内容変更が生じた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による経費の増	○	

指定管理業務の遅延・ 中断・中止	指定管理者の責めによるもの（指定管理者の破綻含む。）		○
	市の責めによるもの	○	
	上記以外のもの	○	○
周辺地域・住民及び施 設利用者への対応	地域との協調		○
	施設の管理に対する住民及び施設利用者からの反対、苦 情、要望への対応		○
	上記以外のもの	○	
施設・設備・備品等の 維持補修	指定管理者の発意により行うもの		○
	市の発意により行うもの	○	
	経年劣化によるもの（極めて小規模なもの）		○
	経年劣化によるもの（上記以外のもの）	○	
	法令改正により必要となった施設等の維持補修（施設利用 者の生命身体の安全確保を目的として施設等の改修が必要 となった場合）	○	
施設・設備・備品等の 損害	指定管理者の故意又は過失によるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの	○	○
	天災その他不可抗力によるもの	○	○
第三者への賠償	指定管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与 えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
警備業務、セキュリテ ィ	指定管理者の警備業務の不備による事故、盗難、火災、情 報漏洩等による損害に関するもの		○
引継ぎ、撤収コスト	指定管理業務の引継ぎ及び指定管理者の撤収に要するコス ト		○

※ その他、上記以外の問題が生じたときは、協議事項とする。

※ 協議事項については、事案ごとの原因により判断するが、第一次責任は指定管理者が有するものとする。

茨木市立市民体育館 業務仕様書

1 管理運営の基本方針

(1) 施設の設置目的、機能

市民体育館は、市民の体育及びスポーツの振興を図り、もって市民の健康及び体力の向上を促進することを目的として設置する。

(2) 管理運営

季節等により利用者が変動するなどの管理業務量の変動を考慮し、より効率的な組織・体制での運営を心がけるとともに、運営コストを常に意識し、経費の縮減に努めること。

施設の管理運営については、利用者の安全性・利便性確保のために必要な人員数を配置するとともに、専門的な知識・経験を要するところには必要な人員を配置すること。

(3) 施設の維持管理

施設の機能を十分に発揮でき、利用者が安全かつ快適に利用できるよう適切に管理するとともに、施設の機能を維持し、経済的損失を最小限にとどめるよう点検・修繕及び清掃等を適切に行うこと。

また、衛生管理に努めるとともに各種法令等を順守し、適正な管理を心がけること。

(4) 利用者等の要望・苦情等への対応

地域住民や利用者の要望・苦情等については、迅速かつ適切に処理するとともに、管理運営に反映させること。また、その内容及び対応については、速やかに市に報告すること。

(5) 平等利用

正当な理由がない限り市民が施設を利用することを拒んではならず、また、施設の利用にあたって不当な差別的扱いをしてはならない。

(6) 情報公開

施設の管理運営を行うにあたって作成し、又は取得した文書等については、個人情報等あらかじめ非開示情報として定めているもの以外は、開示を求める者に対して、これを開示すること。

(7) モニタリング

指定管理者は、業務の改善を目的として、施設の管理運営に対する自己モニタリングを行うとともに、市が実施するモニタリング及びモニタリング計画の作成に協力すること。

なお、毎年度末、市はモニタリングの結果をとりまとめ、これに基づいて判定した1年間の評価と併せて、市のホームページ等で公表する。

(8) 市民サービスの向上

市民サービスの向上につながる業務を創意工夫して行い、利用者の満足度を高めていくこと。

(9) 利用促進

魅力的なイベントの企画、講座の開催等、施設の利用促進につながるような活動を継続して実施するとともに、広報活動を通して利用者への情報の提供に努めること。

(10) 関係施設や地域住民等との連携

関係施設や地域住民等との連携を図り、施設の円滑な管理運営に努めること。

2 施設の概要

(1) 名称：茨木市立市民体育館

(2) 所在地：茨木市小川町2番7号

(3) 開所時間：午前9時から午後9時30分

(4) 休所日：ア 毎週水曜日

イ 12月29日から1月3日まで

(5) 施設面積：6,257.99㎡（延床面積）

(6) 施設内容：1階 事務室、会議室、第3体育室（剣道他）、第4体育室（柔道他）、第5体育室（トレーニング他）、更衣室（男150・女120）

2階 第1体育室（バスケット2面、バドミントン8面他）、第2体育室（卓球他）、役員室、放送室

3階 観覧席（142席・対面）

(7) 設備：パソコン、プリンター、机、椅子、消防設備、空調設備、ボイラー設備、受電設備、給排水衛生設備他ほか

(8) 屋外施設：駐車場（34台）、駐輪場（142台・中条市民プールと併用）

(9) 施設の図面等：別添資料「管理施設一覧、物品一覧」参照

※指定管理者は、茨木市立市民体育館条例施行規則第7条第4項に基づき、開所時間及び休所日を変更又は臨時に休館するときは、あらかじめ市長の承認を得ることとします。

3 指定管理者が行う業務

(1) 管理運営に関する主な業務

ア 管理業務

(ア) 基本的な管理運営業務

円滑な運営を実施するために、管理運営総括責任者1名（施設長）、副責任者1名は指定管理者の正規社員でかつ常勤従事者とし、他の事業所及び他の職務との兼務を禁止する。管理運営総括責任者は施設管理者としてふさわしい資質を有し、配置従事者の掌握をできる人物とする。また、防火管理者を兼務することとする。副責任者は、設備責任者（第3種電気主任技術者の有資格者且つ、電気・冷暖房・換気・防火消防・都市ガス・給排水でボイラー技師2級程度の技術を持った者及び第3種程度の技術を持った者）とし、それぞれ専門的知識及び資格を有し配置従業員の掌握をできる人物とする。ただし、設備責任

者は外部委託も可能とする。

※第三者への委託については、清掃、警備といった個々の業務は市の承認を得ることでできるが、管理に係る業務を一括して第三者へ委託することはできない。

また、第三者に委託した業務については、常に実施状況を把握するとともに、必要に応じて指導するなど、責任を持って管理すること。

(イ) 職員への研修の実施

- ・職員に業務上必要な倫理観及び人権意識の向上並びに個人情報保護の順守並びに接遇その他研修を行うこと。

(ロ) 年度計画書等の作成

- ・指定管理者が行う業務に関する年度計画書等を作成し、市が定める期限までに市に提出し、承認を得る。

(エ) 各種報告書の作成

- ・「5 報告書の作成」を参照する。

(オ) 各種物品、消耗品の購入

(カ) 光熱水費等の支払などの経理事務

(キ) 他市町村等からの行政視察及び見学者等への施設等の説明

(ク) 本市が推進する事業に伴う業務等

イ 受付、案内、収納業務

(ア) 施設利用の受付、案内業務等

- ・使用申込に係る受付・打合せ業務
- ・予約申込受付業務（予約システム運営業務を含む）
- ・使用の許可及び使用の許可の取消等に関する業務
- ・電話等の対応業務

(イ) 施設の使用料の収納業務

条例に基づく使用料を受領したときは、遅滞なく市が指定する指定金融機関の口座へ納付すること。

(ロ) 減免申請の受付等

減免申請は、市が定める減免基準に基づき適切に処理すること。

ウ その他の業務

(ア) 施設を使用し開催する市民大会等の優先使用に関する業務

市及び教育委員会が指定する市民大会等の行事に際しては、優先的に施設使用させるものとする。また、その他の行事で、市及び教育委員会が必要と認める行事の優先使用についても同様とする。

(イ) 備品等貸出に関する業務

(ロ) その他管理運営に関する業務

(2) 施設の維持管理に関する主な業務

ア 施設の保守管理業務

施設を適切に運営するために、日常的に施設の点検等を行うこと。

また、施設を安全・安心に利用できるよう施設の保全に努めるとともに、建築物等の不具合を発見した際には、速やかに改善を図るよう適切に対応すること。

イ 施設及び敷地内清掃

施設の衛生環境の維持に心がけ、施設として快適な空間を保つために必要な清掃業務を実施すること。

また、作業時は利用者や通行者に十分注意すること。

ウ 設備等の保守点検

附属設備等の安全確保及び適切な管理運営のために、次に掲げる保守点検等の必要な処置を講じること。

(ア) 附属施設の法定点検及び性能、機能保全のため、機能点検、機器の動作確認、整備業務等を行うこと。

(イ) 故障等の発生や短期間のうちに故障が発生すると見込まれる場合は、速やかに改善が図れるよう専門技術員による緊急対応体制を確立すること。

エ 駐車場管理

敷地内にある駐車場の車両の監視を行うとともに、必要に応じて車両の誘導を適切に行い、事故等のないように安全を確保すること。

また、繁忙期には、車両誘導員の配置などの対策を講じること。

オ 警備業務

施設の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境を確保した警備業務を実施するとともに、防火管理者を設置すること。

(3) 新たな業務の実施

具体的に市が指定する業務以外の新たな業務の実施を希望する場合は、申請の際に提出する事業計画書で提案すること。

(4) 自己モニタリングの実施

ア 日常・定期的に行う業務の遂行を記録し、これに対する自己評価を行うこと。

イ 利用者等に対して施設の管理運営についてのアンケート調査を行うなど、施設に対するニーズ等を把握すること。なお、アンケート調査の結果については、速やかに市へ報告すること。

ウ 市が実施するモニタリングや、モニタリング計画の作成に協力すること。

4 職員の確保

「3 指定管理者が行う業務」を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法等関係法令を順守し、市民サービスの向上と効率的な施設運営を行うために適正な人数の職員を配置すること。

5 報告書の作成

(1) 定期報告書

毎月終了後 20 日以内に、当該月における次に掲げる事項を記載した定期報告書を本市に提出すること。

- ア 茨木市立市民体育館条例第3条に規定する事業の実施状況に関する事項
- イ 市民体育館の利用状況に関する事項
- ウ 料金収入の状況及び管理経費等の収支状況等
- エ 市民体育館の管理状況に関する事項
- オ 利用者の意見、苦情及びそれに対する改善状況
- カ その他市が指示する事項（自主事業の実施状況、利用者促進及びサービス向上の取組状況）

(2) 事業報告書

毎年度終了後30日以内に、当該年度における次に掲げる事項を記載した事業報告書を本市に提出すること。

- ア 茨木市立市民体育館条例第3条に規定する事業の実施状況に関する事項
- イ 市民体育館の利用状況に関する事項
- ウ 料金収入の状況及び管理経費等の収支状況等
- エ 市民体育館の管理状況に関する事項
- オ 利用者の意見、苦情及びそれに対する改善状況
- カ その他市が指示する事項（自主事業の実施状況、利用者促進及びサービス向上の取組状況）

(3) その他の報告書の提出

次のような事項に該当したときは、指定管理者は速やかに市に報告を行うこととします。

- ア 定款若しくは寄付行為又は登記事項に変更があったとき
- イ 施設において、事故等緊急事態が発生したとき
- ウ 施設の管理運営業務に関して指定管理者が争訟を提起されたとき
- エ 金融機関との取引の停止や債権の差押さえなど、指定管理者の経営状態が不安定となり、適正な管理運営業務に支障を来たす事態が生じたとき

6 調査、監督、監査について

市が行う管理状況の把握のための調査、それに基づく是正措置についての指示等については、正当な理由なく、調査又は報告、資料の提出及びその是正措置についての指示等を拒否することはできない。

7 物品の帰属等

管理に必要な備品等の帰属については、市及び指定管理者で協議の上、定めるものとする。

8 施設等の修繕の費用負担

- (1) 施設及び設備等の軽微な修繕等（消費税及び地方消費税を含む50万円未満）…指定管理者の負担
- (2) 施設等の大規模な改修等や指定管理料の範囲内では困難な修繕等（消費税

及び地方消費税を含む 50 万以上) …市の負担

(3) 上記(2)の修繕であっても、指定管理者の責めに帰すべきき損等の場合は、指定管理者の負担とする。

※また、疑義が生じた場合はその都度、市と協議した上で決定する。

9 安全管理

事故の防止や防犯については、保安警備に努めるなど利用者が安心して利用できる環境を確保すること。

10 緊急時の対応

事故や地震、その他災害等緊急時の対応については、日ごろから必要な訓練を行うとともに、利用者を適切に避難誘導できる体制を整え、市の防災訓練の実施にも協力すること。

11 災害への対応

茨木市避難所運営マニュアルで指定避難所等に位置付けられている施設の指定管理者は、災害時には、市の指示及び茨木避難所運営マニュアルに従い、避難所の開設及び運営への支援をするものとし、指定避難所等に位置づけられていない施設の指定管理者は、市の指示に従い、市に協力するものとする。

12 秘密保持義務

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び茨木市個人情報保護条例（平成 18 年茨木市条例第 36 号）の規定に準拠し、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は損傷等の事故防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じること。また、当該施設を管理運営する上で知ることのできた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

指定管理者でなくなったり、又は従事者が職務を退いた後も同様とする。

13 損害賠償

管理業務を実施中に故意又は過失により茨木市又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

14 法令等の順守

管理にあたっては、次に掲げる法令等に基づき実施しなければならない。

- (1) 地方自治法
- (2) 当該施設の管理運営に係る関係法令
- (3) 労働関係法令
- (4) 本市関係条例
- (5) 同施行規則

(6) その他

※法令に定めのない事項について疑義が生じた場合の措置については、その都度本市と協議して決定するものとする。

15 環境への配慮

指定管理業務の遂行にあたっては、茨木市環境方針に基づき、環境への配慮に留意しなければならない。

16 障害者差別の解消

指定管理業務の遂行にあたっては、できる限り茨木市における障害を理由とする差別を解消するための職員対応要領に基づき、市民対応に努めなければならない。

17 協定の締結

管理の基準、業務の範囲など条例で定める事項のほか、業務執行上必要となる事項を両者で協議し、協定を締結する。

18 修繕計画の提出

修繕計画を定期的に作成し、市の求めがあれば速やかに提出すること。

19 駐車場発券機及び駐車場券の仕様

駐車場発券機及び駐車場券については、現在の仕様を引き継ぎ、他の市営駐車場等と共通使用できる仕様とすること。

20 その他

この仕様書に記載のない事項については、市と指定管理者双方において協議により定めることとする。

茨木市立中条・五十鈴・西河原市民プール 業務仕様書

1 管理運営の基本方針

(1) 施設の設置目的、機能

茨木市立中条市民プール、茨木市立五十鈴市民プール、茨木市立西河原市民プール（以下、「市民プール」という。）は、市民の健康増進に寄与し、レクリエーションの場を提供することを目的として設置する。

(2) 管理運営

季節等により利用者が変動するなどの管理業務量の変動を考慮し、より効率的な組織・体制での運営を心がけるとともに、運営コストを常に意識し、経費の縮減に努めること。

施設の管理運営については、利用者の安全性・利便性確保のために必要な人員数を配置するとともに、専門的な知識・経験を要するところには必要な人員を配置すること。

(3) 施設の維持管理

施設の機能を十分に発揮でき、利用者が安全かつ快適に利用できるよう適切に管理するとともに、施設の機能を維持し、経済的損失を最小限にとどめるよう点検・修繕及び清掃等を適切に行うこと。

また、衛生管理に努めるとともに各種法令等を順守し、適正な管理を心がけること。

(4) 利用者等の要望・苦情等への対応

地域住民や利用者の要望・苦情等については、迅速かつ適切に処理するとともに、管理運営に反映させること。また、その内容及び対応については、速やかに市に報告すること。

(5) 平等利用

正当な理由がない限り市民が施設を利用することを拒んではならず、また、施設の利用にあたって不当な差別的扱いをしてはならない。

(6) 情報公開

施設の管理運営を行うにあたって作成し、又は取得した文書等については、個人情報等あらかじめ非開示情報として定めているもの以外は、開示を求める者に対して、これを開示すること。

(7) モニタリング

指定管理者は、業務の改善を目的として、施設の管理運営に対する自己モニタリングを行うとともに、市が実施するモニタリング及びモニタリング計画の作成に協力すること。

なお、毎年度末、市はモニタリングの結果をとりまとめ、これに基づいて判定した1年間の評価と併せて、市のホームページ等で公表する。

(8) 市民サービスの向上

市民サービスの向上につながる業務を創意工夫して行い、利用者の満足度を高めていくこと。

(9) 利用促進

魅力的なイベントの企画、講座の開催等、施設の利用促進につながるような活動を継続して実施するとともに、広報活動を通して利用者への情報の提供に努めること。

(10) 関係施設や地域住民等との連携

関係施設や地域住民等との連携を図り、施設の円滑な管理運営に努めること。

2 施設の概要

(1) 名称：茨木市立中条市民プール

(2) 所在地：茨木市小川町2番7号

(3) 開所時間

使用期間		使用時間
夏期	7月1日～9月10日	屋外プール午前10時～午後6時30分

(4) 施設面積：4,671.98㎡（延床面積）

(5) 施設内容：

50mプール（50m×19.5m）975㎡、9コース 水深1.2m～1.3m

25mプール（25m×15m）375㎡、7コース 水深0.9m～1.1m

幼児用プール（変形 120㎡）、水深0.5m

シャワー場、男・女トイレ、事務所（改札含む）、監視員室、更衣室（ロッカー 男子900、女子600）障害者用更衣スペース（男女更衣室内）

※更衣ロッカーはカギ貸出し式

(6) 設備：消防設備一式、放送設備一式、濾過機設備一式、プール機械設備一式

(7) 屋外施設：駐車場なし、駐輪場（142台・市民体育館と併用）

(8) 施設の図面等：別添資料「管理施設一覧、物品一覧」参照

※指定管理者は、茨木市立市民プール条例施行規則第7条第3項に基づき、開所時間及び休所日を変更又は臨時に休館するときは、あらかじめ市長の承認を得ることとします。

(1) 名称：茨木市立五十鈴市民プール

(2) 所在地：茨木市五十鈴町11番13号

(3) 開所時間

使用期間		使用時間
夏期	7月1日～9月10日	屋外プール午前10時～午後6時30分
		屋内プール午前10時～午後8時
温水期	9月11日～翌年の6月30日	屋内プール午前10時～午後8時

- (4) 休 所 日 : ア 毎週火曜日 (温水期のみ)
 イ 12月29日から1月4日まで
- (5) 施設面積 : 4, 6 5 8 . 2 5 m² (延床面積)
- (6) 施設内容 :
 [屋外プール] 5 0 mプール (50m×17.2m) 860m²、8コース 水深1.0m～1.1m
 幼児用プール (変形 46.075m²)、水深0.5m～0.55m
 [屋内プール] 2 5 mプール (25m×15m) 375m²、7コース 水深1.0m～1.1m、採暖室、シャワー場、男・女トイレ、事務所 (改札含む)、監視員室、更衣室 (リターン式コインロッカー 男子1,032、女子984)
- (7) 設 備 : 照明設備一式、空調設備一式、消防設備一式、放送設備一式、濾過機設備一式、プール機械設備一式、受電設備一式、給排水衛生設備一式
- (8) 屋外施設 : 駐車場なし、駐輪場 (約1,500台)
 屋外プール観客席 (400席 6段片面) 359.9m²
- (9) 施設の図面等 : 別添資料「管理施設一覧、物品一覧」参照
- ※施設管理者は、茨木市立市民プール条例施行規則第7条第3項に基づき、開所時間及び休所日を変更又は臨時に休館するときは、あらかじめ市長の承認を得ることとします。

- (1) 名 称 : 茨木市立西河原市民プール
- (2) 所 在 地 : 茨木市西河原三丁目2番38号
- (3) 開所時間

使用期間		使用時間
夏期	7月1日～9月10日	屋外プール午前10時～午後6時30分 屋内プール午前10時～午後8時
温水期	9月11日～翌年の6月30日	屋内プール午前10時～午後8時

- (4) 休 所 日 : ア 毎週火曜日 (温水期のみ)
 イ 12月29日から1月4日まで
- (5) 施設面積 : 7, 4 3 8 . 4 9 m² (延床面積)
- (6) 施設内容 :
 [屋外プール] 流水プール (長さ190m)、幼児プール、ウォーターライダー (長さ159m) (長さ137m) の2基、着水プール、監視員室、シャワー室
 [屋内プール] 25mプール (7コース・水深1.05～1.25m)、リラクゼーションプール (滝、噴水、スリーピングプール、ジェットプール、スライダープ

ール、幼児プール)

見学者室、監視員室、シャワー室、採暖室(サウナ)、トレーニング室、保健室、軽食・喫茶室(84席)

※更衣室(リターン式コインロッカー 男子1,584、女子1,536)、障害者用更衣室(リターン式コインロッカー 男子6、女子6)

(7) 設備: 照明設備一式、音響設備一式、空調設備一式、消防設備一式、放送設備一式、濾過機設備一式、プール機械設備一式

(8) 屋外施設: 駐車場(266台)、駐輪場(約700台)、ごみ置き場

(9) 施設の図面等: 別添資料「管理施設一覧、物品一覧」参照

※指定管理者は、茨木市立市民プール条例施行規則第7条第3項に基づき、開所時間及び休所日を変更又は臨時に休館するときは、あらかじめ市長の承認を得ることとします。

3 指定管理者が行う業務

(1) 管理運営に関する主な業務

ア 管理業務

(ア) 基本的な管理運營業務

配置従事者の資格及び数

管理運営総括責任者(1名)、副責任者(3名)は指定管理者の正規社員でかつ常勤従事者とし、他の事業所及び他の職務との兼務を禁止する。また、夏期においては、副責任者1名(中条プール責任者)を増員するものとする。管理運営総括責任者は、健康運動指導士又は(財)日本体育施設協会認定水泳指導管理士の資格若しくはそれに準ずる資格のいずれかの有資格者、且つ、日本赤十字社水上安全法救助員有資格者若しくはそれに準ずる資格の有資格者であり施設管理者としてふさわしい資質を有し、配置従事者の掌握をできる人物とする。

副責任者3名(夏期は4名)の内訳は、水泳教室運営責任者(社会体育指導者の知識・技能審査事業によって認定されたC級スポーツ指導員(種目:水泳)(主任コーチ)の資格若しくはそれに準じる資格の有資格者)(1名)、日常プール運営責任者(日本赤十字社水泳安全法救助員有資格者若しくはそれに準ずる資格の有資格者(2名 内1名は夏期のみ)、設備責任者(第3種電気主任技術者の有資格者且つ、電気・冷暖房・換気・防火消防・都市ガス・給排水でボイラー技師2級程度の技術を持った者及び第3種程度の技術を持った者)とし、それぞれ専門的知識及び資格を有し配置従業員の掌握をできる人物とする。ただし、設備責任者は外部委託も可能とする。

救助員(日本赤十字社認定の水上安全法に定める救助員適任有資格者)は、営業期間内に適切な人数を配置するものとする。

料金収納事務員、プール監視補助員及び教室等指導補助員は、上記常勤従事者を除いて、利用者にとって安全で円滑な実施が可能な人員を配置するものとし、従事者の年齢は18歳以上(高校生を除く。)とする。

AEDの操作が行える従事者を配置すること。

※ 上記の従事者数は、指定管理者が必要であると考え配置人数をあらかじめ茨木市（以下「市」という。）に提案し、承認を得た配置人数とする。

※第三者への委託については、清掃、警備といった個々の業務は市の承認を得ることできるが、管理に係る業務を一括して第三者へ委託することはできない。また、第三者に委託した業務については、常に実施状況を把握するとともに、必要に応じて指導するなど、責任を持って管理すること。

(イ) 職員への研修の実施

- ・職員に業務上必要な倫理観及び人権意識の向上並びに個人情報保護の順守並びに接遇その他研修を行うこと。

(ロ) 年度計画書等の作成

- ・指定管理者が行う業務に関する年度計画書等を作成し、市が定める期限までに市に提出し、承認を得る。

(ハ) 各種報告書の作成

- ・「5 報告書の作成」を参照する。

(ニ) 各種物品、消耗品の購入

(ホ) 光熱水費等の支払などの経理事務

(ヘ) 他市町村等からの行政視察及び見学者等への施設等の説明

(ト) 本市が推進する事業に伴う業務等

イ 受付、案内、収納業務

(7) 施設利用の受付、案内業務等

- ・施設の総合案内
- ・現金収納及び料金精算
- ・定期・回数券の券売管理
- ・開・閉場前後の点検及び清掃

(イ) 減免申請の受付等

減免申請は、市が定める減免基準に基づき適切に処理すること。

ウ その他の業務

(7) 施設を使用し開催する市民大会等の優先使用に関する業務

市及び教育委員会が指定する市民大会等の行事に際しては、優先的に施設使用させるものとする。また、その他の行事で、市及び教育委員会が必要と認める行事の優先使用についても同様とする。

(イ) 備品等貸出に関する業務

(ロ) その他管理運営に関する業務

(2) 施設の維持管理に関する主な業務

ア 施設の保守管理業務

施設を適切に運営するために、日常的に施設の点検等を行うこと。

また、施設を安全・安心に利用できるように施設の保全に努めるとともに、建築物等の不具合を発見した際には、速やかに改善を図るよう適切に対応すること。

イ 施設及び敷地内清掃

施設の衛生環境の維持に心がけ、施設として快適な空間を保つために必要な清掃業務を実施すること。

また、作業時は利用者や通行者に十分注意すること。

ウ 設備等の保守点検

附属設備等の安全確保及び適切な管理運営のために、次に掲げる保守点検等の必要な処置を講じること。

(ア) 附属施設の法定点検及び性能、機能保全のため、機能点検、機器の動作確認、整備業務等を行うこと。

(イ) 故障等の発生や短期間のうちに故障が発生すると見込まれる場合は、速やかに改善が図れるよう、専門技術員による緊急対応体制を確立すること。

エ 駐車場管理

敷地内にある駐車場の車両の監視を行うとともに、必要に応じて車両の誘導を適切に行い、事故等のないように安全を確保すること。

また、繁忙期には、車両誘導員の配置などの対策を講じること。

オ 警備業務

施設の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境を確保した警備業務を実施するとともに、防火管理者を設置すること。

(3) 新たな業務の実施

具体的に市が指定する業務以外の新たな業務の実施を希望する場合は、申請の際に提出する事業計画書で提案すること。

(4) 自己モニタリングの実施

ア 日常・定期的に行う業務の遂行を記録し、これに対する自己評価を行うこと。

イ 利用者等に対して施設の管理運営についてのアンケート調査を行うなど、施設に対するニーズ等を把握すること。なお、アンケート調査の結果については、速やかに市へ報告すること。

ウ 市が実施するモニタリングや、モニタリング計画の作成に協力すること。

4 職員の確保

「3 指定管理者が行う業務」を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法等関係法令を順守し、市民サービスの向上と効率的な施設運営を行うために適正な人数の職員を配置すること。

5 報告書の作成

(1) 定期報告書

毎月終了後 20 日以内に、当該月における次に掲げる事項を記載した定期報告書を本市に提出すること。

ア 茨木市立市民プール条例第 3 条に規定する事業の実施状況に関する事項

イ 市民プールの利用状況に関する事項

ウ 料金収入の状況及び管理経費等の収支状況等

- エ 市民プールの管理状況に関する事項
- オ 利用者の意見、苦情及びそれに対する改善状況
- カ その他市が指示する事項（自主事業の実施状況、利用者促進及びサービス向上の取組状況）

(2) 事業報告書

毎年度終了後 30 日以内に、当該年度における次に掲げる事項を記載した事業報告書を本市に提出すること。

- ア 茨木市立市民プール条例第 3 条に規定する事業の実施状況に関する事項
- イ 市民プールの利用状況に関する事項
- ウ 料金収入の状況及び管理経費等の収支状況等
- エ 市民プールの管理状況に関する事項
- オ 利用者の意見、苦情及びそれに対する改善状況
- カ その他市が指示する事項（自主事業の実施状況、利用者促進及びサービス向上の取組状況）

(3) その他の報告書の提出

次のような事項に該当したときは、指定管理者は速やかに市に報告を行うこととします。

- ア 定款若しくは寄付行為又は登記事項に変更があったとき
- イ 施設において、事故等緊急事態が発生したとき
- ウ 施設の管理運営業務に関して指定管理者が争訟を提起されたとき
- エ 金融機関との取引の停止や債権の差押さえなど、指定管理者の経営状態が不安定となり、適正な管理運営業務に支障を来たす事態が生じたとき

6 調査、監督、監査について

市が行う管理状況の把握のための調査、それに基づく是正措置についての指示等については、正当な理由なく、調査又は報告、資料の提出及びその是正措置についての指示等を拒否することはできない。

7 物品の帰属等

管理に必要な備品等の帰属については、市及び指定管理者で協議の上、定めるものとする。

8 施設等の修繕の費用負担

- (1) 施設及び設備等の軽微な修繕等（消費税・地方消費税込み 50 万円未満）
…指定管理者の負担
- (2) 施設等の大規模な改修等や指定管理料の範囲内では困難な修繕等（消費税・地方消費税込み 50 万以上）…市の負担
- (3) 上記(2)の修繕であっても、指定管理者の責めに帰すべきき損等の場合は、指定管理者の負担とする。

※また、疑義が生じた場合はその都度、市と協議した上で決定する。

9 安全管理

事故の防止や防犯については、保安警備に努めるなど利用者が安心して利用できる環境を確保すること。

10 緊急時の対応

事故や地震、その他災害等緊急時の対応については、日ごろから必要な訓練を行うとともに、利用者を適切に避難誘導できる体制を整え、市の防災訓練の実施にも協力すること。

11 災害への対応

茨木市避難所運営マニュアルで指定避難所等に位置付けられている施設の指定管理者は、災害時には、市の指示及び茨木避難所運営マニュアルに従い、避難所の開設及び運営への支援をするものとし、指定避難所等に位置づけられていない施設の指定管理者は、市の指示に従い、市に協力するものとする。

12 秘密保持義務

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び茨木市個人情報保護条例（平成 18 年茨木市条例第 36 号）の規定に準拠し、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は損傷等の事故防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じること。また、当該施設を管理運営する上で知ることのできた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

指定管理者でなくなったり、又は従事者が職務を退いた後も同様とする。

13 損害賠償

管理業務を実施中に故意又は過失により茨木市又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

14 法令等の順守

管理にあたっては、次に掲げる法令等に基づき実施しなければならない。

- (1) 地方自治法
- (2) 当該施設の管理運営に係る関係法令
- (3) 労働関係法令
- (4) 本市関係条例
- (5) 同施行規則
- (6) その他

※法令に定めのない事項について疑義が生じた場合の措置については、その都度本市と協議して決定するものとする。

15 環境への配慮

指定管理業務の遂行にあたっては、茨木市環境方針に基づき、環境への配慮に留意しなければならない。

16 障害者差別の解消

指定管理業務の遂行にあたっては、できる限り茨木市における障害を理由とする差別を解消するための職員対応要領に基づき、市民対応に努めなければならない。

17 協定の締結

管理の基準、業務の範囲など条例で定める事項のほか、業務執行上必要となる事項を両者で協議し、協定を締結する。

18 修繕計画の提出

修繕計画を定期的に作成し、市の求めがあれば速やかに提出すること。

19 駐車場発券機及び駐車場券の仕様

駐車場発券機及び駐車場券について、現在の仕様を引き継ぎ、他の市営駐車場等と共通使用できる仕様とすること。

20 プリペイドカード式回数券について、現在の仕様を引き継ぎ、すべての市民プールで共通使用できる仕様とすること。また、利用料金収納時点と使用時点の管理者が異なる場合の精算方法については、基本協定書に定めるものとする。

21 その他

(1) 利用料金収入

施設の利用料金は、指定管理者の収入とする。利用料金の額は条例に定める額の範囲内で、市長の承認を得て定めること。

(2) その他

この仕様書に記載のない事項については、市と指定管理者双方において協議により定めることとする。

茨木市立市民体育館条例

平成20年9月30日

茨木市条例第36号

(設置)

第1条 市民の体育及びスポーツの振興を図り、もって市民の健康及び体力の向上を促進するため、本市に市民体育館（以下「体育館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 体育館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
茨木市立市民体育館	茨木市小川町2番1号
茨木市立福井市民体育館	茨木市西福井三丁目30番45号
茨木市立東市民体育館	茨木市学園町4番18号
茨木市立南市民体育館	茨木市島三丁目8番19号

(事業)

第3条 体育館は、次の事業を行う。

- (1) 市民の体育及びスポーツの指導
- (2) 体育及びスポーツ活動のための施設供与
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第1条の設置目的を達成するために必要な事業

(管理)

第4条 茨木市立福井市民体育館及び茨木市立南市民体育館(以下「福井体育館等」という。)は、市長が管理する。

2 茨木市立市民体育館及び茨木市立東市民体育館（以下「東体育館等」という。）の管理は、法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 東体育館等の使用の許可に関する業務
- (2) 東体育館等の管理に関する業務
- (3) 第3条各号に掲げる事業の実施

(指定管理者の指定の申請)

第6条 第4条第2項の規定による指定を受けようとするものは、申請書に次に掲げる書類

を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

(1) 東体育館等の事業計画書

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(指定管理者の指定)

第7条 市長は、前条の規定による申請のあったもののうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準に最も適合していると認められるものを、指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定するものとする。

(1) その事業計画による東体育館等の運営が住民の平等利用を確保できるものであること。

(2) その事業計画の内容が東体育館等の効用を発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) その事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

2 市長は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、茨木市附属機関設置条例（平成25年茨木市条例第5号）第2条の規定により設置された茨木市指定管理者候補者選定委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者が行う管理の基準)

第8条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い東体育館等の管理を行わなければならない。

(指定の取消し等)

第9条 市長は、指定管理者が指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(指定等の告示)

第10条 市長は、指定管理者の指定をしたとき及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

(使用の許可等)

第11条 福井体育館等の施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 東体育館等の施設を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

3 体育館の施設を使用することができる者は、団体（構成員が10人以上の団体をいう。以

下同じ。)又は個人とする。ただし、茨木市立福井市民体育館、茨木市立東市民体育館及び茨木市立南市民体育館のトレーニング室(次項においてこれらを「トレーニング室」という。)については、中学生以下の者は使用することができない。

- 4 団体が体育館を使用するときは、当該施設(トレーニング室を除く。)を専用して使用(以下「専用使用」という。)することができる。
- 5 同一の団体が、同一の日において別表第1及び別表第2に規定する使用区分のうち、次の各号に掲げる区分を専用使用する場合又は別表第3に規定する使用区分のうち、次の各号に掲げる区分を専用使用する場合若しくは共用使用する場合は、それぞれの時間及び当該時間帯における時間について連続して使用することができる。
 - (1) 午前及び午後A
 - (2) 午後A及び午後B
 - (3) 午後B及び夜間(使用の制限)

第12条 市長及び指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - (2) 建物又は附属設備等を汚損し、又は損傷するおそれがあると認められるとき。
 - (3) 営利を目的として使用すると認められるとき。
 - (4) 政治的目的又は宗教的目的を有すると認められるとき。
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長又は指定管理者が不相当と認めるとき。
- (使用許可の取消し等)

第13条 市長及び指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)に対し、使用の条件を変更し、又は許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
 - (2) 前条各号に掲げる事由が発生したとき。
 - (3) 災害その他の事故により体育館の使用ができなくなったとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長又は指定管理者が管理上やむを得ない事情があると認めるとき。
- 2 市長及び指定管理者は、前項の規定による使用の条件の変更又は許可の取消しによって、

使用者に損害が生じてもその責めを負わない。

(意見の聴取)

第14条 指定管理者は、必要があると認めるときは、第12条第5号に掲げる事由の有無について、茨木警察署長の意見を聴くよう市長に求めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるとき又は前項の規定による求めがあったときは、第12条第5号に掲げる事由の有無について、茨木警察署長の意見を聴くものとする。

(使用料等)

第15条 使用者は、別表第1から別表第3までに定める使用料を前納しなければならない。ただし、口座振替の方法により徴収する使用料は、後納とすることができる。

2 第11条第3項に規定する団体の代表者の住所(法人その他の団体にあつては、その所在地)が市外であるときの使用料の額は、別表第1から別表第3までに規定する使用料の額に当該使用料の10割の額を加算した額とする。

3 第11条第3項に規定する個人の住所が市外(市内に存する事務所又は事業所に勤務する者及び市内に存する学校に在学する者を除く。)であるときの使用料の額は、別表第1から別表第3までに規定する使用料の額に当該使用料の10割の額を加算した額とする。

4 別表第1から別表第3までに規定する「中学生以下」とは、中学生、小学生及び3歳以上の幼児をいう。

5 高校生以下の者を含む次の各号のいずれかに該当する団体が当該高校生以下の者が主体となった団体活動又は当該高校生以下の者を対象とする事業のために専用使用するときの使用料の額は、当該使用料の額の2分の1に相当する額(50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを50円とする。)とする。

(1) 当該高校生以下の者の人数が構成員の半数以上である団体

(2) 当該高校生以下の者に乳幼児又は障害児が含まれている団体が市長が適当と認めたもの

6 65歳以上の者並びに身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護者(次項に規定する者を除く。)が共用使用するときの使用料の額は、中学生以下の区分に係る使用料の額とする。

7 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている中学生、小学生及び3歳以上の幼児が共用使用するときの使用料の額は、中学生以下の区分に係る使用料の額の2分の1に相当する額とする。

(駐車場使用料)

第16条 体育館の駐車場を使用する者は、別表第4に定める駐車場使用料を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、茨木市立福井市民体育館の駐車場使用料は、別表第4中「30分」とあるのは「1時間」と、「600円」とあるのは「300円」と、「1時間」とあるのは「2時間」と、「1,200円」とあるのは「600円」と読み替えるものとする。

(使用料の減免)

第17条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前2条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第18条 既納の使用料は、還付しない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、使用料(第16条第1項の駐車場使用料を除く。)の全部又は一部を還付することができる。

(特別の設備)

第19条 使用者は、特別の設備又は装飾等をしようとするときは、あらかじめ市長又は指定管理者の承認を得なければならない。

(秘密保持義務)

第20条 指定管理者又は東体育館等の業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、東体育館等の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(個人情報の取扱い)

第21条 指定管理者は、東体育館等の管理に関し知り得た個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止のために必要な措置を講じなければならない。

(損害賠償)

第22条 使用者の責めに帰すべき理由により、建物、設備、器具等を損傷し、又は滅失したときは、使用者は、市長が相当と認める額を弁償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第23条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に準備行為として行った第6条に規定する指定管理者の申請手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の相当規定によって行ったものとみなす。

3 別表第1から別表第4までの規定は、平成21年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成21年条例第30号)

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

附 則 (同年条例第56号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行前に準備行為として行った改正後の茨木市立市民体育館条例(以下この項において「新条例」という。)第11条第1項の規定による茨木市立南市民体育館の使用許可申請その他新条例を施行するために必要な準備行為は、新条例の相当規定において行ったものとみなす。

附 則 (平成22年条例第2号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料、駐車場使用料及び利用料金(以下この項において「使用料等」という。)について適用し、同日前の使用に係る使用料等については、なお従前の例による。

附 則 (同年条例第57号)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の茨木市立市民体育館条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日前になされた許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成25年条例第5号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（同年条例第9号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第3号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（同年条例第45号）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の茨木市立市民体育館条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日前になされた許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成29年条例第6号）抄

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1

市民体育館使用料金表

区分	施設名		使用区分	午前	午後A	午後B	夜間
				午前9時から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時30分から午後5時30分まで	午後6時から午後9時30分まで
専用	団体	第1体育室	全面	7,300円	4,850円	4,850円	12,100円
			半面	3,650円	2,400円	2,400円	6,050円
		第2・3・4・5体育室	1,400円	900円	900円	2,600円	

		第1・2会議室		200円	200円	200円	550円
共用	個人	第1・2・3・4	一般	150円	100円	100円	300円
		5体育室	中学生以下	70円	50円	50円	150円

別表第2

福井市民体育館使用料金表

区分	施設名		使用区分	午前	午後A	午後B	夜間	
				午前9時から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時30分から午後5時30分まで	午後6時から午後9時30分まで	
専用	団体	体育室		3,650円	2,400円	2,400円	6,100円	
		多目的室		650円	500円	500円	1,250円	
共用	団体	トレーニング室		1,400円	900円	900円	2,600円	
		個人	体育室・多目的室	一般	150円	100円	100円	300円
				中学生以下	70円	50円	50円	150円
			トレーニング室	一般	150円	100円	100円	300円

別表第3

東市民体育館・南市民体育館使用料金表

区分	施設名		使用区分	午前	午後A	午後B	夜間
				午前9時から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時30分から午後5時30分まで	午後6時から午後9時30分まで
専用	団体	アリーナ	全面	7,300円	4,850円	4,850円	12,100円
			半面	3,650円	2,400円	2,400円	6,050円
		東市民体育館の体育室・南市民体育館の多目的室		1,400円	900円	900円	2,600円
		会議室		200円	200円	200円	550円
		研修室		200円	200円	200円	550円
共用	団体	トレーニング室		1,400円	900円	900円	2,600円

個人	アリーナ・東市民	一般	150円	100円	100円	300円
	体育館の体育室・ 南市民体育館の多 目的室及び卓球室	中学生以下	70円	50円	50円	150円
	トレーニング室	一般	150円	100円	100円	300円

別表第4

体育館駐車場使用料金表

区分	使用時間	初日	2日目以降
普通自動車	午前8時から午後 8時まで	30分ごとに100円。600円を 超える場合は、600円	30分ごとに100円。600円を 超える場合は、600円
	午後8時から翌日 午前8時まで	1時間ごとに100円	1時間ごとに100円
		初日の使用料が1,200円を 超える場合は、1,200円	2日目以降の各日の使用 料が1,200円を超える場合 は、1,200円

備考

- この表において「普通自動車」とは、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条の表に規定する普通自動車をいう。
- この表において「初日」とは、駐車時から24時間を経過するまでの間をいう。「2日目」とは、24時間経過時から48時間を経過するまでをいい、以後同様とする。

茨木市立市民体育館条例施行規則

平成25年3月29日

茨木市規則第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、茨木市立市民体育館条例（平成20年茨木市条例第36号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請書等)

第2条 条例第6条に規定する申請書は、茨木市立（市民体育館・東市民体育館）指定管理者指定申請書（様式第1号）とする。

2 条例第6条第2号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 管理に係る収支予算書
- (2) 定款、規約又はこれらに準ずるもの
- (3) 法人の登記事項証明書（法人登記のないものにあつては、業務内容、役員構成及び資本の構成を記載した書類）
- (4) 経営状況を説明する書類
- (5) その他指定管理者の候補者選定のために市長が必要と認めるもの

(候補者の選定結果の通知)

第3条 市長は、条例第7条の規定による選定結果を、次の各号に掲げる申請者の区分に応じ、当該各号に定める通知書により、速やかに当該申請者に対し通知するものとする。

- (1) 候補者に選定された申請者 茨木市立（市民体育館・東市民体育館）指定管理者候補者選定結果通知書（様式第2号）
- (2) 候補者に選定されなかった申請者 茨木市立（市民体育館・東市民体育館）指定管理者候補者選定結果通知書（様式第3号）

(指定管理者の指定の通知)

第4条 市長は、条例第7条の規定により指定管理者の指定を行ったときは、指定管理者として指定されたものに対し、茨木市立（市民体育館・東市民体育館）指定管理者指定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(指定の取消し等の通知)

第5条 市長は、条例第9条の規定により指定管理者の指定の取消しを決定したときは、当該指定管理者に対し、茨木市立（市民体育館・東市民体育館）指定管理者指定取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

2 市長は、条例第9条の規定により指定管理者に係る管理業務の全部又は一部の停止を命ずるときは、指定管理者に対し、茨木市立（市民体育館・東市民体育館）指定管理者業務停止命令通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（指定管理者の事業報告）

第6条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する茨木市立市民体育館及び茨木市立東市民体育館（以下「東体育館等」という。）について次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において条例第9条の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に、当該年度の当該取り消された日までの事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 東体育館等の利用の状況
- (2) 東体育館等の管理業務の実施状況
- (3) 東体育館等の管理に係る経費の収支状況
- (4) 前各号に掲げるもののほか、東体育館等の事業及び管理業務の実態を把握するために必要な事項

（開館時間及び休館日）

第7条 条例第1条に規定する市民体育館（以下「体育館」という。）の開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。

2 体育館の休館日は、次の表に定めるとおりとする。

体育館の名称	休館日	
茨木市立市民体育館	毎週水曜日	12月29日から翌年1月3日まで
茨木市立福井市民体育館	毎週火曜日	
茨木市立東市民体育館	毎週火曜日	
茨木市立南市民体育館	毎週火曜日	

3 前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、茨木市立福井市民体育館及び茨木市立南市民体育館（以下「福井体育館等」という。）の開館時間及び休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。この場合において、市長は、体育館前の掲示板にその旨を掲示するほか、適当な方法により周知するものとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、東体育館等の開館時間及び休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。この場合において、指定管理者は、体育館前の掲示板にその旨を掲示するほか、適当な方法により周知するものとする。

(使用許可の申請)

第8条 条例第11条第1項の規定により、使用の許可を受けようとする者は、茨木市立（福井市民体育館・南市民体育館）使用許可申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。ただし、個人使用の場合は、茨木市立（福井市民体育館・南市民体育館）使用券（様式第8号）で申請するものとする。

2 条例第11条第2項の規定により、使用の許可を受けようとする者は、東体育館等使用許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。ただし、個人使用の場合は、東体育館等使用券で申請するものとする。

3 体育館の使用の許可を受けようとする者は、専用使用にあつては次に掲げる期間内に、個人使用にあつては使用日の7日前から使用日までの間に申請しなければならない。ただし、市長又は指定管理者が特に必要と認めるものについては、この限りでない。

(1) 使用しようとする日の属する月の3月前に属する場合 3月前の20日から月末までの間

(2) 使用しようとする日の属する月の前々月に属する場合 前々月の11日から使用しようとする日までの間

(3) 使用しようとする日の属する月の前月又は当月に属する場合 前月又は当月の初日から使用しようとする日までの間

4 体育館の使用の許可を受けようとする者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項及び第2項の申請をすることができない。

(1) 児童・生徒のみの夜間使用

(2) 保護者同伴でない幼児（5歳以下）のみの使用

(使用の許可)

第9条 市長は、福井体育館等の使用を許可したときは、茨木市立（福井市民体育館・南市民体育館）使用許可書（様式第9号）を交付する。

2 指定管理者は、東体育館等の使用を許可したときは、東体育館等使用許可書を交付する。

3 前2項の許可は、次の方法により決定するものとする。

(1) 前条第3項第1号による申請に係る許可 抽選

(2) 前条第3項第2号又は第3号による申請に係る許可 申請を受け付けた順序

4 前項第1号の抽選による許可があつた場合において、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が第1項又は第2項の許可書を当該許可があつた日から起算して10日以内に受領しなかつたときは、使用者は、当該申請を取り下げたものとみなす。

- 5 前条第1項ただし書の場合は、茨木市立（福井市民体育館・南市民体育館）使用券の交付をもって茨木市立（福井市民体育館・南市民体育館）使用許可書に代えるものとする。
- 6 前条第2項ただし書の場合は、東体育館等使用券の交付をもって東体育館等使用許可書に代えるものとする。
- 7 福井体育館等の使用者がやむを得ない理由により使用できなくなったときは、茨木市立（福井市民体育館・南市民体育館）使用許可書を添えて、茨木市立（福井市民体育館・南市民体育館）使用取消届出書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。
- 8 東体育館等の使用者がやむを得ない理由により使用できなくなったときは、使用許可書を添えて、東体育館等使用取消届出書を指定管理者に提出しなければならない。

（使用者の義務及び責任）

第10条 使用者は、条例に定めるもののほか、次に掲げる義務及び責任を履行しなければならない。

- (1) 使用の権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
 - (2) 使用施設について準備、後始末又は原状回復等を行う場合は、職員（施設管理者及び施設業務の従事者をいう。以下同じ。）の指示に従うこと。
 - (3) 備品等の使用の際は、丁寧に取り扱い、職員が指示する場所へ確実に返納すること。
 - (4) 使用許可時間を超過し、又は繰り上げて使用しないこと。
 - (5) その他職員の指示に従うこと。
- 2 使用者は、体育館使用について生じた一切の事故につき、その責任を負うものとする。

（入館者の義務）

第11条 入館者は、次に掲げる義務を履行しなければならない。

- (1) 許可なく物品の販売等をしないこと。
 - (2) 所定の場所以外で、火気を使用し、又は喫煙しないこと。
 - (3) 許可なく施設内にはり紙、くぎ打ち等をしないこと。
 - (4) 施設内を不潔にしないこと。
 - (5) 騒音、放歌、暴力等他人に迷惑をかける行為をしないこと。
 - (6) 所定の場所以外に出入りしないこと。
 - (7) 正当な理由がなく長居しないこと。
 - (8) その他職員の指示に従うこと。
- 2 市長及び指定管理者は、前項各号に違反する者に対し、入館を拒否し、又は退去を命じることができる。

(建物等の損傷等の届出)

第12条 使用者は、建物、設備、器具等を滅失し、又は損傷したときは、直ちに職員に届けて、その指示を受けなければならない。

(使用料の減免)

第13条 条例第17条の規定により使用料を減額し、又は免除する場合及びその額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 本市が使用するとき 免除

(2) 災害その他使用者の責めに帰すことができない理由により使用することができないとき 免除

(3) 第9条第4項に該当するとき 免除

(4) 使用者が、使用日の60日前までに使用申請を取り消したとき 免除

(5) 使用者が、使用日の30日前までに使用申請を取り消したとき（前号に掲げる場合を除く。） 5割

(6) 65歳以上の者並びに身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護者が茨木市立福井市民体育館、茨木市立東市民体育館及び茨木市立南市民体育館のトレーニング室を個人使用するとき 5割

2 前項の規定により減額しようとする額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

3 第1項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、茨木市立（市民体育館・福井市民体育館・東市民体育館・南市民体育館）使用料減免申請書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

(使用時間)

第14条 使用時間は、使用の許可を受けた時間とする。

(使用料の還付)

第15条 条例第18条第2項の規定により使用料を還付する場合及びその額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 使用者の責めによらない理由によって使用することができなくなったとき 全額

(2) 使用日の60日前までに使用申請を取り消したとき 全額

(3) 使用日の30日前までに使用申請を取り消したとき（前号に掲げる場合を除く。） 5割

(駐車場の使用時間)

第16条 茨木市立市民体育館、茨木市立福井市民体育館、茨木市立東市民体育館及び茨木市立南市民体育館の駐車場（以下「駐車場」という。）の使用時間は、午前0時から午後12時までとする。

（駐車場の一時使用）

第17条 駐車場を一時使用しようとする者は、車両を入場させる際に一時駐車券（様式第12号）の交付を受けるとともに、出場させる際に駐車場使用料を納付しなければならない。

（駐車場使用料の減免）

第18条 条例第17条の規定により駐車場使用料を減額し、又は免除する場合及びその額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 茨木市駐車場条例施行規則（平成17年茨木市規則第48号）第13条第1項第1号に掲げる事項に該当するとき 免除
- (2) 本市が車両を駐車するとき 免除
- (3) 国又は地方公共団体が業務に使用する車両を市に関連した用務のため駐車するとき 免除
- (4) 行政委員会の委員、非常勤の監査委員、審議会等の委員その他これらの者に相当する職にある者又は市が開催する会議等、市に事務局を置く公益的な活動を行っている団体若しくは市が参画している実行委員会等の構成員である者がその職務を遂行するため、市又は当該団体若しくは実行委員会等の求め（文書によるものに限る。）に応じて来館し、駐車するとき 免除
- (5) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者が駐車するとき 5割
- (6) 療育手帳（知的障害者の福祉の増進を図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害があると判定された者に対し、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市の長から交付される手帳で、障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者が駐車するとき 5割
- (7) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が駐車するとき 5割

2 前項の規定にかかわらず、最初の30分以内の駐車場使用料については、茨木市駐車場条例施行規則第13条第1項第5号の例により取り扱うものとする。

3 第1項第5号から第7号までに規定する者（以下この項及び次項において「障害者」という。）を介護する者（次項において「介護者」という。）が障害者を介護するために駐車する場合（当該障害者が同乗又は同伴している場合に限る。）の駐車場使用料の減額については、第1項第5号から第7号までの規定を準用する。

4 第1項第5号から第7号までの規定により駐車場使用料の減額を受けようとする障害者（介護者を含む。）は、駐車場使用料を納付する際に、茨木市駐車場条例施行規則第13条第4項に規定する減免者等駐車場専用カードを精算機に挿入しなければならない。

（駐車券の紛失の届出等）

第19条 駐車場の使用者は、交付を受けた一時駐車券を紛失したときは、直ちにその旨を市長又は指定管理者に届け出なければならない。

2 一時駐車券を紛失した場合において入場日時が確認できないときは、第16条に規定する駐車場の使用開始時刻に入場があったものとみなす。

（駐車場使用者の義務）

第20条 駐車場の使用者は、条例に定めるもののほか、次に掲げる義務を履行しなければならない。

- (1) 駐車場で喫煙及び飲食をしないこと。
- (2) 車両の通行は、通行標識に従うこと。
- (3) 駐車車両の盗難等防止のため、必要な措置を確実に講ずること。
- (4) その他職員の指示に従うこと。

（長期駐車車両等）

第21条 市長及び指定管理者は、駐車場に正当な理由もなく長期に駐車している車両（以下この項において「長期駐車車両」という。）の使用者、所有者その他の長期駐車車両の引取義務を有する者に当該長期駐車車両の引取りを請求することができる。

2 駐車場内における車両間の事故又は車両による事故について、市長及び指定管理者はその責めを負わないものとする。

（特別の設備等）

第22条 福井体育館等の使用者は、条例第19条の規定により、特別な設備又は装飾等を設け、又は変更しようとするときは、茨木市立（福井市民体育館・南市民体育館）内部設備等設置（変更）許可申請書（様式第13号）を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、体育館内部設備等の設置又は変更を許可したときは、茨木市立（福井市民体育館・南市民体育館）内部設備等設置（変更）許可書（様式第14号）を交付する。

3 東体育館等の使用者は、条例第19条の規定により、特別な設備又は装飾等を設け、又は変更しようとするときは、東体育館等内部設備設置（変更）許可申請書を指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。

4 指定管理者は、体育館内部設備等の設置又は変更を許可したときは、東体育館等内部設備等設置（変更）許可書を交付する。

（公共施設使用登録システムによる使用許可申請等）

第23条 公共施設使用登録システムによる使用許可申請等については、茨木市公共施設使用登録システムに関する規則（平成8年茨木市規則第2号）に定めるところによる。

（書類の書式）

第24条 この規則の規定により必要とする書類の様式（この規則で定める様式を除く。）は、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が別に定める。

（その他）

第25条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第18条第1項第3号の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る駐車場使用料の免除について適用し、同日前の使用に係る駐車場使用料の免除については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、機構改革に伴う関係規則の整理に関する規則（平成25年教育委員会規則第4号）による廃止前の茨木市立市民体育館条例施行規則（平成20年茨木市教育委員会規則第10号）によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則（平成26年規則第20号）

（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の茨木市立いのち・愛・ゆめセンター条例施行規則の規定、第2条の規定による改正後の茨木市市民総合センター条例施行規則の規定、第3条の規定による改正後の茨木市保健医療センター条例施行規則の規定、第4条の規定による改正後

の茨木市立生涯学習センター条例施行規則の規定、第5条の規定による改正後の茨木市運動広場条例施行規則の規定、第6条の規定による改正後の茨木市立市民体育館条例施行規則の規定及び第7条の規定による茨木市忍頂寺スポーツ公園条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る駐車場使用料の免除について適用し、同日前の使用に係る駐車場使用料の免除については、なお従前の例による。

附 則（平成27年規則第26号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の茨木市立市民体育館条例施行規則第13条第1項及び第15条の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料の減免及び還付について適用し、同日前の使用に係る使用料の減免及び還付については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、この規則の施行の日前になされた許可に係る使用料の減免及び還付については、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際、この規則による改正前の茨木市立市民体育館条例施行規則によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則（平成28年規則第15号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行の日前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行の日前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の規則によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則（平成29年規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（同年規則第48号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

平成 年 月 日

茨木市立（市民体育館・東市民体育館）指定管理者指定申請書

（申請先）茨木市長

所在地
名称
代表者名
電話番号



茨木市立（市民体育館・東市民体育館）の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

様式第2号（第3条関係）

茨 第 号
平成 年 月 日

茨木市立（市民体育館・東市民体育館）指定管理者候補者選定結果通知書

所在地
名称
代表者名 様

茨木市長



平成 年 月 日付け指定管理者の指定申請について、指定管理者の候補者として選定したので、茨木市立市民体育館条例施行規則第3条の規定により通知します。

なお、この通知は、指定管理者の候補者としての選定結果を通知するものであり、指定を行うものではありません。したがって、地方自治法第244条の2第6項の規定による議会の議決が得られない場合など指定管理者の指定を行うことができない場合があります。

様式第3号（第3条関係）

茨 第 号
平成 年 月 日

茨木市立（市民体育館・東市民体育館）指定管理者候補者選定結果通知書

所在地
名称
代表者名 様

茨木市長



平成 年 月 日付け指定管理者の指定申請について、指定管理者の候補者として選定されなかったため、茨木市立市民体育館条例施行規則第3条の規定により通知します。

理由

様式第4号（第4条関係）

茨木市指令 第 号

所在地
名称
代表者名 様

茨木市立（市民体育館・東市民体育館）指定管理者指定通知書

茨木市立市民体育館条例第7条の規定により、茨木市立市民体育館の指定管理者として指定しましたので、茨木市立市民体育館条例施行規則第4条の規定により通知します。

1 指定期間
平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

※ 詳細については、協議の上、別に定めるものとします。

平成 年 月 日

茨木市長



様式第5号（第5条関係）

茨木市指令 第 号

所在地
名称
代表者名 様

茨木市立（市民体育館・東市民体育館）指定管理者指定取消通知書

平成 年 月 日付け茨木市指令 第 号で指定した指定管理者の指定について、茨木市立市民体育館条例第9条の規定により、次のとおり指定の取消しを決定したので、茨木市立市民体育館条例施行規則第5条第1項の規定により通知します。

- 1 指定の取消しの期日
平成 年 月 日
- 2 指定の取消しの理由

平成 年 月 日

茨木市長



（教示）

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、茨木市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、茨木市を被告（茨木市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第6号（第5条関係）

茨木市指令 第 号

所在地
名称
代表者名 様

茨木市立（市民体育館・東市民体育館）指定管理者業務停止命令通知書

平成 年 月 日付け茨木市指令 第 号で指定した指定管理者が行う管理の業務について、茨木市立市民体育館条例第9条の規定により、次のとおり業務の（全部・一部）の停止を命ずるので、茨木市立市民体育館条例施行規則第5条第2項の規定により通知します。

- 1 業務の停止の期間
平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- 2 業務の停止を命ずる理由

平成 年 月 日

茨木市長



（教示）

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、茨木市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、茨木市を被告（茨木市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第7号（第8条関係）

茨木市立 福井市民体育館 南 市民体育館		平成 年 月 日		
使用許可申請書		受付番号 号		
（申請先）茨木市長 次のとおり茨木市スポーツ施設の使用を申請します。				
申請者	住所	電話 市外局番 () ー		
	団体名	代表者名 年 月 日生		
抽 選 ・ 利 用 申 込 内 容	使用施設名	使用日	許可番号	使用時間
	<input type="checkbox"/> 福井市民体育館	月 日 ()		<input type="checkbox"/> 午前 9:00~12:00
	<input type="checkbox"/> 体育室	月 日 ()		<input type="checkbox"/> 午後A 13:00~15:00
	<input type="checkbox"/> 多目的室	月 日 ()		<input type="checkbox"/> 午後B 15:30~17:30
	<input type="checkbox"/> 南市民体育館	月 日 ()		<input type="checkbox"/> 午後A~B 13:00~17:30
	<input type="checkbox"/> アリーナ全面	月 日 ()		<input type="checkbox"/> 夜間 18:00~21:30
	<input type="checkbox"/> アリーナ半面	月 日 ()		<input type="checkbox"/> 午前~午後B 9:00~17:30
	<input type="checkbox"/> 多目的室	月 日 ()		<input type="checkbox"/> 午前~夜間 9:00~21:30
	<input type="checkbox"/> 会議室	月 日 ()		<input type="checkbox"/> 午前~午後A 9:00~15:00
	<input type="checkbox"/> 研修室	月 日 ()		<input type="checkbox"/> 午後A~夜間 13:00~21:30 <input type="checkbox"/> 午後B~夜間 15:30~21:30
行事名 (種目)				使用人数
使用料明細	規定料金 円	市外10割増 円	免 除 差 円	人 引 円

	金額	円	領収印								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">課長</td> <td style="width: 25%;">課長代理</td> <td style="width: 25%;">係長</td> <td style="width: 25%;">係</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	課長	課長代理	係長	係					上記金額を納付します。 市民体育館使用料 領収書（控）		
課長	課長代理	係長	係								

様式第8号（第8条関係）

茨木市立（福井市民体育館・南市民体育館）使用券		第	号	使用券控	第	号
使用日時		・ ・ 午前 午後A 午後B 夜間			・ ・ ()	
氏名		住所		氏名 様		
年齢 歳		TEL		年齢 歳		
使用室名		使用内容		使用者区分	使用料	領収印
使用者区分	使用料	領収印	備考			
			茨木市立（福井・南）市民体育館 電話 局 番			

様式第9号（第9条関係）

茨木市立 福井市民体育館 使用許可書兼領収書 南 市民体育館				平成 年 月 日
次のとおり茨木市スポーツ施設の使用を許可します。				受付番号 号
茨木市長				印
申請者	住所		電話	市外局番 () —
	団体名	代表者名	使用者区分 <input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 高校生以下	
抽 選 ・ 利 用 申 込 内 容	使用施設名	使用日	許可番号	使用時間
	<input type="checkbox"/> 福井市民体育館	月 日 ()		<input type="checkbox"/> 午前 9:00~12:00
	<input type="checkbox"/> 体育室	月 日 ()		<input type="checkbox"/> 午後A 13:00~15:00
	<input type="checkbox"/> 多目的室	月 日 ()		<input type="checkbox"/> 午後B 15:30~17:30
	<input type="checkbox"/> 南市民体育館	月 日 ()		<input type="checkbox"/> 午後A~B 13:00~17:30
	<input type="checkbox"/> アリーナ全面	月 日 ()		<input type="checkbox"/> 夜間 18:00~21:30
	<input type="checkbox"/> アリーナ半面	月 日 ()		<input type="checkbox"/> 午前~午後B 9:00~17:30
	<input type="checkbox"/> 多目的室	月 日 ()		<input type="checkbox"/> 午前~夜間 9:00~21:30
	<input type="checkbox"/> 会議室	月 日 ()		<input type="checkbox"/> 午前~午後A 9:00~15:00
	<input type="checkbox"/> 研修室	月 日 ()		<input type="checkbox"/> 午後A~夜間 13:00~21:30 <input type="checkbox"/> 午後B~夜間 15:30~21:30
行事名 (種目)				使用人数 人
使用料明細	規定料金	市外10割増	免	除差
	円	円	△	円

(注意)
 *利用確定手続きがされていないものは、無効です。
 *使用日には、この許可書をご持参ください。
 *申請者の都合で使用を取り消される場合、使用日の60日前までは、使用料の全額を、30日前までは、使用料の5割を還付します。それ以降は、使用料の還付はできません。(還付請求される場合は、印鑑をご持参ください。)

領 収 証 書	金額	円	領収印
	上記金額を領収しました。 (市民体育館使用料)		

様式第 10 号 (第 9 条関係)

許可第 _____ 号						
茨木市立 福井市民体育館 使用取消届出書 南 市民体育館						
平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日						
(届出先) 茨木市長						
申請者	住所 (法人の場合はその所在地)				電話	
	団体の場合は その名称及び 代表者名		団体名 _____		会場責任者 氏名 電話	
氏名 _____						
次のとおり使用を取り消したいので届け出ます。						
使用許可番	許可号	第 _____ 号 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 交付				
取消しの理由		1 私事都合による取消し 2 その他 (_____)				
使用年月日	平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (曜)	時間帯	午前	午後 A	午後 B	夜間
使用施設名	1 福井市民体育館 2 南 市民体育館		使用室名 _____			
	徴収済額		還付額		差引額	
使用料細明						

受付印				
	課長	課長代理	係長	係

様式第 11 号 (第 13 条関係)

市民体育館 茨木市立 福井市民体育館 東市民体育館 南市民体育館 (申請先) 茨木市長		(許可第 号) 平成 年 月 日			
申請者	住所	電話			
	(法人の場合はその所在地) 法人の場合は 団体名 _____ その名称及び 氏名 _____ 代表者名 氏名 _____	会場責任者 氏名 _____ 電話 _____			
次のとおり減免を申請します					
使用年月日	平成 年 月 日 (曜日)	午前	午後 A	午後 B	夜間
減免を申請する理由	使用予定時間		開始	時	
			終了	時	
使用施設名	1 市民体育館 2 福井市民体育館 3 東市民体育館 4 南市民体育館	参加人員	人		
使用室名		観客人員	人		
使用許可番号	第 号 平成 年 月 日交付				
減免割合 減免を申請する理由					
上記のとおり承認してよろしいか。				受付印	
	課長	課長代理	係長	係	

様式第 12 号 (第 17 条関係)

一時駐車券

入場時刻

出場時刻

茨木市スポーツ施設駐車場 駐車券

【注意事項】

- * 車から離れる際は必ず施錠をし、貴重品等を車内に放置されないようご注意ください。
- * 1 万円札、5 千円札及び 2 千円札は使用できません。事前に両替をお願いいたします。
- * この券を折り曲げたり汚損や破損をしないようご注意ください。故障の原因となります。

様式第 13 号 (第 22 条関係)

平成 年 月 日		
茨木市立 福井市民体育館 内部設備等設置 (変更) 許可申請書 南 市民体育館		
(申請先) 茨木市長		
申 込 者	住 所 (法人の場合はその所在地)	電 話
	氏名 (法人の場合はその名称) 及び代表者名	会場責任者 氏 名 電 話
次のとおり内部設備等設置 (変更) を申請します。		
使用許可番号	第 号 平成 年 月 日	
理由及び内容 (着面図添付)		
設 置 期 日	平成 年 月 日 時 分から	設 置 責 任 者
	平成 年 月 日 時 分まで	
撤 去 期 日	平成 年 月 日 時 分から	撤 去 責 任 者
	平成 年 月 日 時 分まで	
備 考		

上記のとおり許可してよろしいか。

部 長	次 長	課 長	課長代理	係 長	係

受 付 印

様式第 14 号 (第 22 条関係)

		許可第 号 平成 年 月 日	
茨木市立 福井市民体育館 南 市民体育館		内部設備等設置 (変更) 許可書	
次のとおり許可します。		茨木市長 印	
申 込 者	住 所 (法人の場合はその所在地)	電 話	
	氏名 (法人の場合はその名称 及び代表者名)	会場責任者 氏 名 電 話	
使用許可番号		第 号 平成 年 月 日	
理由及び内容 (図面添付)			
設 置 期 間	平成 年 月 日 時 分から	設 置 責 任 者	
	平成 年 月 日 時 分まで		
撤 去 期 日	平成 年 月 日 時 分から	撤 去 責 任 者	
	平成 年 月 日 時 分まで		
備 考			

条 件

- 1 茨木市立市民体育館条例及び同条例施行規則に基づく指示に従ってください。
- 2 使用許可の目的以外に体育館を使用しないでください。
- 3 設備の作業開始及び終了並びに撤去完了時には、必ず係員まで届け出てください。
- 4 体育館の施設、設備、備品等を損傷した場合は、直ちに係員に届け出てその指示に従ってください。
- 5 火気の使用は厳禁です。

様式第1号 (第2条関係)

様式第2号 (第3条関係)

様式第3号 (第3条関係)

様式第4号 (第4条関係)

様式第5号 (第5条関係)

様式第6号 (第5条関係)

様式第7号 (第8条関係)

様式第8号 (第8条関係)

様式第9号 (第9条関係)

様式第10号 (第9条関係)

様式第11号 (第13条関係)

様式第12号 (第17条関係)

様式第13号 (第22条関係)

様式第14号 (第22条関係)

茨木市立市民プール条例

平成18年9月29日

茨木市条例第30号

(設置)

第1条 市民の健康の増進と体位の向上を図るため、本市に茨木市立市民プール（以下「市民プール」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 市民プールの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
茨木市立中条市民プール	茨木市小川町2番7号
茨木市立五十鈴市民プール	茨木市五十鈴町11番13号
茨木市立西河原市民プール	茨木市西河原三丁目2番38号

(事業)

第3条 市民プールは、次の事業を行う。

- (1) 水泳等の指導
- (2) 水泳等のための施設供与
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第1条の設置目的を達成するために必要な事業
(指定管理者による管理)

第4条 市民プールの管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 市民プールの利用の許可に関する業務
- (2) 市民プールの管理に関する業務
- (3) 第3条各号に掲げる事業の実施
(指定管理者の指定の申請)

第6条 第4条の規定による指定を受けようとするものは、申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

- (1) 市民プールの事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(指定管理者の指定)

第7条 市長は、前条の規定による申請のあったもののうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準にもっとも適合していると認められるものを、指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定するものとする。

(1) その事業計画による市民プールの運営が住民の平等利用を確保できるものであること。

(2) その事業計画の内容が市民プールの効用を発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) その事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

2 市長は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、茨木市附属機関設置条例（平成25年茨木市条例第5号）第2条の規定により設置された茨木市指定管理者候補者選定委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（指定管理者が行う管理の基準）

第8条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い市民プールの管理を行わなければならない。

（指定の取消し等）

第9条 市長は、指定管理者が指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

（指定等の告示）

第10条 市長は、指定管理者の指定をしたとき及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

（許可制限）

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 建物、設備、器具等を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が不相当と認めるとき。

（禁止行為）

第12条 市民プールの使用者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他人に危険又は迷惑をかけること。
- (2) 危険な遊びをすること。
- (3) 市民プールの施設若しくはこれに附属する物件を損傷し、又は滅失すること。
- (4) 立入禁止区域内に立ち入ること。
- (5) 許可なく物品の販売等の営利行為をすること。
- (6) その他市民プールの管理上の必要により指定管理者が禁じた行為をすること。

(専用使用許可)

第13条 市民プールを専用して使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

(専用使用許可の取消し等)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、専用使用許可を取り消し、使用を中止させることができる。

- (1) 専用使用許可の条件に違反したとき。
- (2) 専用使用許可申請に虚偽の記載があったとき。
- (3) 第11条各号に該当したとき。
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(利用料金)

第15条 使用者は、別表第1及び別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めた額の利用料金を前納しなければならない。ただし、制限時間を超過した分については、後納することができる。

2 西河原市民プールの駐車場を使用する者は、別表第3に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額の利用料金を納付しなければならない。

(利用料金の収入)

第16条 市長は、指定管理者に前条第1項及び第2項の利用料金を当該指定管理者の収入として收受させる。

(利用料金の減免)

第17条 指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第18条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金(第15条第2項の駐車場の利用料金を除く。)の全部又は一部を還付することができる。

できる。

(秘密保持義務)

第19条 指定管理者又は市民プールの業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、市民プールの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(個人情報の取扱い)

第20条 指定管理者は、市民プールの管理に関し知り得た個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止のために必要な措置を講じなければならない。

(損害賠償)

第21条 使用者の責めに帰すべき理由により、建物、設備、器具等を損傷し、又は滅失したときは、使用者は、市長が相当と認める額を弁償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第22条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行前に準備行為として行った第5条に規定する指定管理者の申請手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の相当規定によって行ったものとみなす。

3 この条例による改正後の別表第1、別表第2及び別表第3の規定は、平成19年4月1日以後の使用に係る使用料又は利用料金について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年条例第34号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行前に準備行為として行った改正後の茨木市立市民プール条例(以下この項において「改正後の条例」という。)第5条に規定する指定管理者の申請手続その他改

正後の条例を施行するために必要な準備行為は、改正後の条例の相当規定によって行ったものとみなす。

附 則（平成21年条例第29号）

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成22年条例第2号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料、駐車場使用料及び利用料金（以下この項において「使用料等」という。）について適用し、同日前の使用に係る使用料等については、なお従前の例による。

附 則（平成25年条例第5号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（同年条例第9号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年条例第6号）抄

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1

中条市民プール・五十鈴市民プール利用料金表

区分		普通券・回数券			定期券
		基本時間	普通券料金	回数券 (11枚つづり) 料金	定期券料金 1人1か月
夏期	個人	一般 1人1回	250円	2,500円	—
		中学生以下 1人1回	120円	1,200円	—

温水期	個人	一般 1人1回	700円	7,000円	一般 7,000円
		中学生以下 1人1回	300円	3,000円	中学生以下 3,000円
	団体(30人以上)		個人料金の半額		

備考

- 1 中学生以下とは、中学生、小学生及び3歳以上の幼児をいう。
- 2 65歳以上の者並びに身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護者（次項に規定する者を除く。）が使用するときの利用料金の額は、中学生以下の区分に係る利用料金の額とする。
- 3 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている中学生、小学生及び3歳以上の幼児が使用するときの利用料金の額は、中学生以下の区分に係る利用料金の半額とする。

別表第2

西河原市民プール利用料金表

区分		普通券・回数券				定期券
		基本時間	普通券料金	回数券 (11枚つづり) 料金	超過料金	定期券料金 1人1か月
夏期	個人	一般 1人3時間	1,000円	10,000円	1時間までごとに500円	一般 8,000円
		中学生以下 1人3時間	500円	5,000円	1時間までごとに200円	中学生以下 5,000円
温水期	個人	一般 1人1回	1,000円	10,000円		一般 10,000円
		中学生以下 1人1回	500円	5,000円		中学生以下 5,000円
	団体(30人以上)		個人料金の半額			

備考

- 1 中学生以下とは、中学生、小学生及び3歳以上の幼児をいう。
- 2 65歳以上の者並びに身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護者（次項に規定する者を除く。）が使用するときの利用料金の額は、中学生以下の区分に係る利用料金の額とする。
- 3 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている中学生、小学生及び3歳以上の幼児が使用するときの利用料金の額は、中学生以下の区分に係る利用料金の半額とする。

別表第3

西河原市民プール駐車場利用料金表

区分	利用時間	初日	2日目以降
普通自動車	午前8時から午後8時まで	30分ごとに100円。600円を超える場合は、600円	30分ごとに100円。600円を超える場合は、600円
	午後8時から翌日午前8時まで	1時間ごとに100円	1時間ごとに100円
		初日の利用料金が1,200円を超える場合は、1,200円	2日目以降の各日の利用料金が1,200円を超える場合は、1,200円

備考

- 1 この表において「普通自動車」とは、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条の表に規定する普通自動車をいう。
- 2 この表において「初日」とは、駐車時から24時間を経過するまでの間をいう。「2日目」とは、24時間経過時から48時間を経過するまでをいい、以後同様とする。

茨木市立市民プール条例施行規則

平成25年3月29日

茨木市規則第32号

(趣旨)

第1条 この規則は、茨木市立市民プール条例（平成18年茨木市条例第30号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請書等)

第2条 条例第6条に規定する申請書は、茨木市立市民プール指定管理者指定申請書（様式第1号）とする。

2 条例第6条第2号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 管理に係る収支予算書
- (2) 定款、規約又はこれらに準ずるもの
- (3) 法人の登記事項証明書（法人登記のないものにあつては、業務内容、役員構成及び資本の構成を記載した書類）
- (4) 経営状況を説明する書類
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(候補者の選定結果の通知)

第3条 市長は、条例第7条の規定による選定結果を、次の各号に掲げる申請者の区分に応じ、当該各号に定める通知書により、速やかに当該申請者に対し通知するものとする。

- (1) 候補者に選定された申請者 茨木市立市民プール指定管理者候補者選定結果通知書（様式第2号）
- (2) 候補者に選定されなかった申請者 茨木市立市民プール指定管理者候補者選定結果通知書（様式第3号）

(指定管理者の指定の通知)

第4条 市長は、条例第7条の規定により指定管理者の指定を行ったときは、指定管理者として指定されたものに対し、茨木市立市民プール指定管理者指定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(指定の取消し等の通知)

第5条 市長は、条例第9条の規定により指定管理者の指定の取消しを決定したときは、当該指定管理者に対し、茨木市立市民プール指定管理者指定取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

2 市長は、条例第9条の規定により指定管理者に係る管理業務の全部又は一部の停止を命ずるときは、指定管理者に対し、茨木市立市民プール指定管理者業務停止命令通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（指定管理者の事業報告）

第6条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する茨木市立市民プール（以下「市民プール」という。）に関し次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において条例第9条の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に、当該年度の当該取り消された日までの事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 市民プールの利用の状況
- (2) 利用料金の収入の状況
- (3) 管理業務の実施状況
- (4) 管理に係る経費の収支状況
- (5) 前各号に掲げるもののほか、事業及び管理業務の実態を把握するために必要な事項（使用期間等）

第7条 市民プールの使用期間及び使用時間は、次のとおりとする。

使用期間		使用時間
夏期	7月1日～9月10日	屋外プール午前10時～午後6時30分 屋内プール午前10時～午後8時
温水期	9月11日～翌年の6月30日	午前10時～午後8時

2 温水期の市民プール（以下「温水プール」という。）の休場日は、次に掲げる日とする。

- (1) 火曜日
- (2) 12月28日から翌年1月4日まで

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、市民プールの使用期間及び使用時間を変更し、又は臨時に使用し、若しくは休場することができる。この場合において、指定管理者は、当該プール前の掲示板にその旨を掲示するほか、適当な方法により周知するものとする。

（団体使用）

第8条 温水プールを団体使用できるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本市の社会教育関係団体
- (2) その他市長が認める団体

- 2 団体使用に際しては、成人である責任者が必ず引率しなければならない。
- 3 市民プールの温水プールを団体使用しようとするものは、7日前までに使用申込書を指定管理者に提出しなければならない。

(使用券)

第9条 条例第15条の利用料金を納付した者に対しては、使用券を交付する。

- 2 市民プールの使用者は、退場時に当該使用券を提示しなければならない。
- 3 定期券により市民プールを使用しようとする者は、定期券申込書を指定管理者に提出しなければならない。

(幼児の入場)

第10条 幼児は、成年者である保護者が同伴する場合に限り入場することができる。この場合において、1人の保護者が同伴する幼児の人数は、2人までとする。

(使用の制限)

第11条 条例第11条第3号の指定管理者が不相当と認めるときは、次のとおりとする。

- (1) 感染症にかかっていると認められるとき。
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品を携帯していると認められるとき。
- (3) 酒気を帯びていると認められるとき。
- (4) 鳥獣類を伴っているとき。
- (5) 成年者である保護者が同伴しない幼児であるとき。
- (6) 営利を目的として使用すると認められるとき。
- (7) その他管理上支障があると認められるとき。

(入場の拒否等)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、入場の拒否、場外への退去その他必要な措置を執ることができる。

- (1) 前条各号に該当する者
- (2) 条例第12条各号に掲げる行為をした者
- (3) 正当な理由なく係員の指示に従わない者

(専用使用許可申請)

第13条 条例第13条の許可を受けようとする者は、7日前までに専用使用許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の使用を許可したときは、専用使用許可書を交付する。

(利用料金の免除)

第14条 条例第17条の規定により利用料金を免除する場合は、次のとおりとする。

- (1) 市立の学校園が、特別の事由により使用するとき。
- (2) その他市長が必要と認めるとき。

(利用料金の免除申請)

第15条 条例第17条の規定による利用料金の免除を受けようとする者は、利用料金免除申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の利用料金の免除を承認したときは、利用料金免除承認書を交付する。

(利用料金の還付)

第16条 条例第18条ただし書の規定により利用料金を還付する場合及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 使用者の責めによらない理由により使用できなくなったとき 全額
- (2) 公益上又は指定管理者の都合により使用の許可を取り消したとき 全額

(振替券の交付)

第17条 指定管理者は、前条の規定にかかわらず、振替券の交付をもって利用料金の還付に代えることができる。

(駐車場の使用時間)

第18条 西河原市民プールの駐車場（以下「駐車場」という。）の使用時間は、午前0時から午後12時までとする。

(駐車場の一時使用)

第19条 駐車場を一時使用しようとする者は、車両を入場させる際に一時駐車券（様式第7号）の交付を受けるとともに、出場させる際に駐車場利用料を納付しなければならない。

(駐車場利用料の減免)

第20条 条例第17条の規定により駐車場利用料を減額し、又は免除する場合及びその額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 茨木市駐車場条例施行規則（平成17年茨木市規則第48号）第13条第1項第1号に掲げる事項に該当するとき 免除
- (2) 本市が車両を駐車するとき 免除
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者が駐車するとき 5割
- (4) 療育手帳（知的障害者の福祉の増進を図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害があると判定された者に対し、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市の長から交付される手帳で、障害の程度その他の事項の記載があるもの（いう。）の交付を受けている者が駐車するとき 5割

(5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が駐車するとき 5割

2 前項の規定にかかわらず、最初の30分以内の駐車場利用料については、茨木市駐車場条例施行規則第13条第1項第5号の例により取り扱うものとする。

3 第1項第3号から第5号までに規定する者（以下この項及び次項において「障害者」という。）を介護する者（次項において「介護者」という。）が障害者を介護するために駐車する場合（当該障害者が同乗又は同伴している場合に限る。）の駐車場利用料の減額については、第1項第3号から第5号までの規定を準用する。

4 第1項第3号から第5号までの規定により駐車場利用料の減額を受けようとする障害者（介護者を含む。）は、駐車場利用料を納付する際に、茨木市駐車場条例施行規則第13条第4項に規定する減免者等駐車場専用カードを精算機に挿入しなければならない。

（駐車券の紛失の届出等）

第21条 駐車場の使用者は、交付を受けた一時駐車券を紛失したときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

2 一時駐車券を紛失した場合において入場日時が確認できないときは、第18条に規定する駐車場の使用開始時刻に入場があったものとみなす。

（駐車場使用者の義務）

第22条 駐車場の使用者は、条例に定めるもののほか、次に掲げる義務を履行しなければならない。

(1) 駐車場で喫煙及び飲食をしないこと。

(2) 車両の通行は、通行標識に従うこと。

(3) 駐車車両の盗難等防止のため、必要な措置を確実に講じること。

(4) その他職員（指定管理者及び施設業務の従事者をいう。）の指示に従うこと。

（長期駐車車両等）

第23条 市長及び指定管理者は、駐車場に正当な理由もなく長期に駐車している車両（以下この項において「長期駐車車両」という。）の使用者、所有者その他の長期駐車車両の引

取義務を有する者に当該長期駐車車両の引取りを請求することができる。

- 2 駐車場内における車両間の事故又は車両による事故について、市長及び指定管理者はその責めを負わないものとする。

(書類の書式)

第24条 この規則の規定により必要とする書類の様式(この規則で定める様式を除く。)は、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が別に定める。

(その他)

第25条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年規則第35号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第15号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行の日前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行の日前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の規則によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則(平成29年規則第48号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年規則第8号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の茨木市立市民プール条例施行規則及び茨木市忍頂寺スポーツ公園条例施行規則によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

様式第1号（第2条関係）

平成 年 月 日

茨木市立 市民プール指定管理者指定申請書

（申請先）茨木市長

所在地
名称
代表者名
電話番号

印

茨木市立 市民プールの指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

様式第2号（第3条関係）

茨 第 号
平成 年 月 日

茨木市立 市民プール指定管理者候補者選定結果通知書

所在地
名称
代表者名 様

茨木市長



平成 年 月 日付け指定管理者の指定申請について、指定管理者の候補者として選定したので、茨木市立市民プール条例施行規則第3条の規定により通知します。

なお、この通知は、指定管理者の候補者としての選定結果を通知するものであり、指定を行うものではありません。したがって、地方自治法第244条の2第6項の規定による議会の議決が得られない場合など指定管理者の指定を行うことができない場合があります。

様式第3号（第3条関係）

茨 第 号
平成 年 月 日

茨木市立 市民プール指定管理者候補者選定結果通知書

所在地
名称
代表者名

様

茨木市長



平成 年 月 日付け指定管理者の指定申請について、指定管理者の候補者として選定されなかったため、茨木市立市民プール条例施行規則第3条の規定により通知します。

理由

様式第4号（第4条関係）

茨木市指令 第 号

所在地
名称
代表者名 様

茨木市立 市民プール指定管理者指定通知書

茨木市立市民プール条例第7条の規定により、茨木市立 市民プールの指定管理者として指定しましたので、茨木市立市民プール条例施行規則第4条の規定により通知します。

1 指定期間
平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

※ 詳細については、協議の上、別に定めるものとします。

平成 年 月 日

茨木市長

印

様式第5号（第5条関係）

茨木市指令 第 号

所在地
名称
代表者名 様

茨木市立 市民プール指定管理者指定取消通知書

平成 年 月 日付け茨木市指令 第 号で指定した指定管理者の指定について、茨木市立市民プール条例第9条の規定により、次のとおり指定の取消しを決定したので、茨木市立市民プール条例施行規則第5条第1項の規定により通知します。

- 1 指定の取消しの期日
平成 年 月 日
- 2 指定の取消しの理由

平成 年 月 日

茨木市長



(教示)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、茨木市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、茨木市を被告（茨木市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第6号（第5条関係）

茨木市指令 第 号

所在地
名称
代表者名 様

茨木市立 市民プール指定管理者業務停止命令通知書

平成 年 月 日付け茨木市指令 第 号で指定した指定管理者が行う管理の業務について、茨木市立市民プール条例第9条の規定により、次のとおり業務の（全部・一部）の停止を命ずるので、茨木市立市民プール条例施行規則第5条第2項の規定により通知します。

- 1 業務の停止の期間
平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- 2 業務の停止を命ずる理由

平成 年 月 日

茨木市長



（教示）

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、茨木市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、茨木市を被告（茨木市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第7号（第19条関係）

一時駐車券

入場時刻

出場時刻

茨木市スポーツ施設駐車場 駐車券

【注意事項】

- * 車から離れる際は必ず施錠をし、貴重品等を車内に放置されないようご注意ください。
- * 1万円札、5千円札及び2千円札は使用できません。事前に両替をお願いいたします。
- * この券を折り曲げたり汚損や破損をしないようご注意ください。故障の原因となります。

様式第1号 (第2条関係)

様式第2号 (第3条関係)

様式第3号 (第3条関係)

様式第4号 (第4条関係)

様式第5号 (第5条関係)

様式第6号 (第5条関係)

様式第7号 (第19条関係)

茨木市立市民体育館条例

平成20年9月30日

茨木市条例第36号

(設置)

第1条 市民の体育及びスポーツの振興を図り、もって市民の健康及び体力の向上を促進するため、本市に市民体育館（以下「体育館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 体育館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
茨木市立市民体育館	茨木市小川町2番1号
茨木市立福井市民体育館	茨木市西福井三丁目30番45号
茨木市立東市民体育館	茨木市学園町4番18号
茨木市立南市民体育館	茨木市島三丁目8番19号

(事業)

第3条 体育館は、次の事業を行う。

- (1) 市民の体育及びスポーツの指導
- (2) 体育及びスポーツ活動のための施設供与
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第1条の設置目的を達成するために必要な事業

(管理)

第4条 茨木市立福井市民体育館及び茨木市立南市民体育館(以下「福井体育館等」という。)は、市長が管理する。

2 茨木市立市民体育館及び茨木市立東市民体育館（以下「東体育館等」という。）の管理は、法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 東体育館等の使用の許可に関する業務
- (2) 東体育館等の管理に関する業務
- (3) 第3条各号に掲げる事業の実施

(指定管理者の指定の申請)

第6条 第4条第2項の規定による指定を受けようとするものは、申請書に次に掲げる書類

を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

(1) 東体育館等の事業計画書

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(指定管理者の指定)

第7条 市長は、前条の規定による申請のあったもののうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準に最も適合していると認められるものを、指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定するものとする。

(1) その事業計画による東体育館等の運営が住民の平等利用を確保できるものであること。

(2) その事業計画の内容が東体育館等の効用を発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) その事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

2 市長は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、茨木市附属機関設置条例（平成25年茨木市条例第5号）第2条の規定により設置された茨木市指定管理者候補者選定委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者が行う管理の基準)

第8条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い東体育館等の管理を行わなければならない。

(指定の取消し等)

第9条 市長は、指定管理者が指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(指定等の告示)

第10条 市長は、指定管理者の指定をしたとき及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

(使用の許可等)

第11条 福井体育館等の施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 東体育館等の施設を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

3 体育館の施設を使用することができる者は、団体（構成員が10人以上の団体をいう。以

下同じ。)又は個人とする。ただし、茨木市立福井市民体育館、茨木市立東市民体育館及び茨木市立南市民体育館のトレーニング室(次項においてこれらを「トレーニング室」という。)については、中学生以下の者は使用することができない。

- 4 団体が体育館を使用するときは、当該施設(トレーニング室を除く。)を専用して使用(以下「専用使用」という。)することができる。
- 5 同一の団体が、同一の日において別表第1及び別表第2に規定する使用区分のうち、次の各号に掲げる区分を専用使用する場合又は別表第3に規定する使用区分のうち、次の各号に掲げる区分を専用使用する場合若しくは共用使用する場合は、それぞれの時間及び当該時間帯における時間について連続して使用することができる。
 - (1) 午前及び午後A
 - (2) 午後A及び午後B
 - (3) 午後B及び夜間(使用の制限)

第12条 市長及び指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - (2) 建物又は附属設備等を汚損し、又は損傷するおそれがあると認められるとき。
 - (3) 営利を目的として使用すると認められるとき。
 - (4) 政治的目的又は宗教的目的を有すると認められるとき。
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長又は指定管理者が不相当と認めるとき。
- (使用許可の取消し等)

第13条 市長及び指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)に対し、使用の条件を変更し、又は許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
 - (2) 前条各号に掲げる事由が発生したとき。
 - (3) 災害その他の事故により体育館の使用ができなくなったとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長又は指定管理者が管理上やむを得ない事情があると認めるとき。
- 2 市長及び指定管理者は、前項の規定による使用の条件の変更又は許可の取消しによって、

使用者に損害が生じてもその責めを負わない。

(意見の聴取)

第14条 指定管理者は、必要があると認めるときは、第12条第5号に掲げる事由の有無について、茨木警察署長の意見を聴くよう市長に求めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるとき又は前項の規定による求めがあったときは、第12条第5号に掲げる事由の有無について、茨木警察署長の意見を聴くものとする。

(使用料等)

第15条 使用者は、別表第1から別表第3までに定める使用料を前納しなければならない。ただし、口座振替の方法により徴収する使用料は、後納とすることができる。

2 第11条第3項に規定する団体の代表者の住所(法人その他の団体にあつては、その所在地)が市外であるときの使用料の額は、別表第1から別表第3までに規定する使用料の額に当該使用料の10割の額を加算した額とする。

3 第11条第3項に規定する個人の住所が市外(市内に存する事務所又は事業所に勤務する者及び市内に存する学校に在学する者を除く。)であるときの使用料の額は、別表第1から別表第3までに規定する使用料の額に当該使用料の10割の額を加算した額とする。

4 別表第1から別表第3までに規定する「中学生以下」とは、中学生、小学生及び3歳以上の幼児をいう。

5 高校生以下の者を含む次の各号のいずれかに該当する団体が当該高校生以下の者が主体となった団体活動又は当該高校生以下の者を対象とする事業のために専用使用するときの使用料の額は、当該使用料の額の2分の1に相当する額(50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを50円とする。)とする。

(1) 当該高校生以下の者の人数が構成員の半数以上である団体

(2) 当該高校生以下の者に乳幼児又は障害児が含まれている団体が市長が適当と認めたもの

6 65歳以上の者並びに身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護者(次項に規定する者を除く。)が共用使用するときの使用料の額は、中学生以下の区分に係る使用料の額とする。

7 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている中学生、小学生及び3歳以上の幼児が共用使用するときの使用料の額は、中学生以下の区分に係る使用料の額の2分の1に相当する額とする。

(駐車場使用料)

第16条 体育館の駐車場を使用する者は、別表第4に定める駐車場使用料を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、茨木市立福井市民体育館の駐車場使用料は、別表第4中「30分」とあるのは「1時間」と、「600円」とあるのは「300円」と、「1時間」とあるのは「2時間」と、「1,200円」とあるのは「600円」と読み替えるものとする。

(使用料の減免)

第17条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前2条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第18条 既納の使用料は、還付しない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、使用料(第16条第1項の駐車場使用料を除く。)の全部又は一部を還付することができる。

(特別の設備)

第19条 使用者は、特別の設備又は装飾等をしようとするときは、あらかじめ市長又は指定管理者の承認を得なければならない。

(秘密保持義務)

第20条 指定管理者又は東体育館等の業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、東体育館等の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(個人情報の取扱い)

第21条 指定管理者は、東体育館等の管理に関し知り得た個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止のために必要な措置を講じなければならない。

(損害賠償)

第22条 使用者の責めに帰すべき理由により、建物、設備、器具等を損傷し、又は滅失したときは、使用者は、市長が相当と認める額を弁償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第23条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に準備行為として行った第6条に規定する指定管理者の申請手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の相当規定によって行ったものとみなす。

3 別表第1から別表第4までの規定は、平成21年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成21年条例第30号）

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（同年条例第56号）

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行前に準備行為として行った改正後の茨木市立市民体育館条例(以下この項において「新条例」という。)第11条第1項の規定による茨木市立南市民体育館の使用許可申請その他新条例を施行するために必要な準備行為は、新条例の相当規定において行ったものとみなす。

附 則（平成22年条例第2号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料、駐車場使用料及び利用料金（以下この項において「使用料等」という。）について適用し、同日前の使用に係る使用料等については、なお従前の例による。

附 則（同年条例第57号）

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の茨木市立市民体育館条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日前になされた許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成25年条例第5号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（同年条例第9号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第3号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（同年条例第45号）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の茨木市立市民体育館条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日前になされた許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成29年条例第6号）抄

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1

市民体育館使用料金表

区分	施設名		使用区分	午前	午後A	午後B	夜間
				午前9時から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時30分から午後5時30分まで	午後6時から午後9時30分まで
専用 団体	第1体育室	全面		7,300円	4,850円	4,850円	12,100円
		半面		3,650円	2,400円	2,400円	6,050円
	第2・3・4・5体育室			1,400円	900円	900円	2,600円

		第1・2会議室		200円	200円	200円	550円
共用	個人	第1・2・3・4	一般	150円	100円	100円	300円
		5体育室	中学生以下	70円	50円	50円	150円

別表第2

福井市民体育館使用料金表

区分	施設名		使用区分	午前	午後A	午後B	夜間
				午前9時から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時30分から午後5時30分まで	午後6時から午後9時30分まで
専用	団体	体育室		3,650円	2,400円	2,400円	6,100円
		多目的室		650円	500円	500円	1,250円
共用	団体	トレーニング室		1,400円	900円	900円	2,600円
		個人	体育室・多目的室	一般	150円	100円	100円
	中学生以下			70円	50円	50円	150円
			トレーニング室	一般	150円	100円	100円

別表第3

東市民体育館・南市民体育館使用料金表

区分	施設名		使用区分	午前	午後A	午後B	夜間
				午前9時から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時30分から午後5時30分まで	午後6時から午後9時30分まで
専用	団体	アリーナ	全面	7,300円	4,850円	4,850円	12,100円
			半面	3,650円	2,400円	2,400円	6,050円
		東市民体育館の体育室・南市民体育館の多目的室		1,400円	900円	900円	2,600円
		会議室		200円	200円	200円	550円
		研修室		200円	200円	200円	550円
共用	団体	トレーニング室		1,400円	900円	900円	2,600円

個人	アリーナ・東市民	一般	150円	100円	100円	300円
	体育館の体育室・ 南市民体育館の多 目的室及び卓球室	中学生以下	70円	50円	50円	150円
	トレーニング室	一般	150円	100円	100円	300円

別表第4

体育館駐車場使用料金表

区分	使用時間	初日	2日目以降
普通自動車	午前8時から午後 8時まで	30分ごとに100円。600円を 超える場合は、600円	30分ごとに100円。600円を 超える場合は、600円
	午後8時から翌日 午前8時まで	1時間ごとに100円	1時間ごとに100円
		初日の使用料が1,200円を 超える場合は、1,200円	2日目以降の各日の使用 料が1,200円を超える場合 は、1,200円

備考

- この表において「普通自動車」とは、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条の表に規定する普通自動車をいう。
- この表において「初日」とは、駐車時から24時間を経過するまでの間をいう。「2日目」とは、24時間経過時から48時間を経過するまでをいい、以後同様とする。

茨木市立市民体育館条例施行規則

平成25年3月29日

茨木市規則第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、茨木市立市民体育館条例（平成20年茨木市条例第36号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請書等)

第2条 条例第6条に規定する申請書は、茨木市立（市民体育館・東市民体育館）指定管理者指定申請書（様式第1号）とする。

2 条例第6条第2号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 管理に係る収支予算書
- (2) 定款、規約又はこれらに準ずるもの
- (3) 法人の登記事項証明書（法人登記のないものにあつては、業務内容、役員構成及び資本の構成を記載した書類）
- (4) 経営状況を説明する書類
- (5) その他指定管理者の候補者選定のために市長が必要と認めるもの

(候補者の選定結果の通知)

第3条 市長は、条例第7条の規定による選定結果を、次の各号に掲げる申請者の区分に応じ、当該各号に定める通知書により、速やかに当該申請者に対し通知するものとする。

- (1) 候補者に選定された申請者 茨木市立（市民体育館・東市民体育館）指定管理者候補者選定結果通知書（様式第2号）
- (2) 候補者に選定されなかった申請者 茨木市立（市民体育館・東市民体育館）指定管理者候補者選定結果通知書（様式第3号）

(指定管理者の指定の通知)

第4条 市長は、条例第7条の規定により指定管理者の指定を行ったときは、指定管理者として指定されたものに対し、茨木市立（市民体育館・東市民体育館）指定管理者指定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(指定の取消し等の通知)

第5条 市長は、条例第9条の規定により指定管理者の指定の取消しを決定したときは、当該指定管理者に対し、茨木市立（市民体育館・東市民体育館）指定管理者指定取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

2 市長は、条例第9条の規定により指定管理者に係る管理業務の全部又は一部の停止を命ずるときは、指定管理者に対し、茨木市立（市民体育館・東市民体育館）指定管理者業務停止命令通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（指定管理者の事業報告）

第6条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する茨木市立市民体育館及び茨木市立東市民体育館（以下「東体育館等」という。）について次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において条例第9条の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に、当該年度の当該取り消された日までの事業報告書を提出しなければならない。

(1) 東体育館等の利用の状況

(2) 東体育館等の管理業務の実施状況

(3) 東体育館等の管理に係る経費の収支状況

(4) 前各号に掲げるもののほか、東体育館等の事業及び管理業務の実態を把握するために必要な事項

（開館時間及び休館日）

第7条 条例第1条に規定する市民体育館（以下「体育館」という。）の開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。

2 体育館の休館日は、次の表に定めるとおりとする。

体育館の名称	休館日	
茨木市立市民体育館	毎週水曜日	12月29日から翌年1月3日まで
茨木市立福井市民体育館	毎週火曜日	
茨木市立東市民体育館	毎週火曜日	
茨木市立南市民体育館	毎週火曜日	

3 前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、茨木市立福井市民体育館及び茨木市立南市民体育館（以下「福井体育館等」という。）の開館時間及び休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。この場合において、市長は、体育館前の掲示板にその旨を掲示するほか、適当な方法により周知するものとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、東体育館等の開館時間及び休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。この場合において、指定管理者は、体育館前の掲示板にその旨を掲示するほか、適当な方法により周知するものとする。

(使用許可の申請)

第8条 条例第11条第1項の規定により、使用の許可を受けようとする者は、茨木市立（福井市民体育館・南市民体育館）使用許可申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。ただし、個人使用の場合は、茨木市立（福井市民体育館・南市民体育館）使用券（様式第8号）で申請するものとする。

2 条例第11条第2項の規定により、使用の許可を受けようとする者は、東体育館等使用許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。ただし、個人使用の場合は、東体育館等使用券で申請するものとする。

3 体育館の使用の許可を受けようとする者は、専用使用にあつては次に掲げる期間内に、個人使用にあつては使用日の7日前から使用日までの間に申請しなければならない。ただし、市長又は指定管理者が特に必要と認めるものについては、この限りでない。

(1) 使用しようとする日の属する月の3月前に属する場合 3月前の20日から月末までの間

(2) 使用しようとする日の属する月の前々月に属する場合 前々月の11日から使用しようとする日までの間

(3) 使用しようとする日の属する月の前月又は当月に属する場合 前月又は当月の初日から使用しようとする日までの間

4 体育館の使用の許可を受けようとする者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項及び第2項の申請をすることができない。

(1) 児童・生徒のみの夜間使用

(2) 保護者同伴でない幼児（5歳以下）のみの使用

(使用の許可)

第9条 市長は、福井体育館等の使用を許可したときは、茨木市立（福井市民体育館・南市民体育館）使用許可書（様式第9号）を交付する。

2 指定管理者は、東体育館等の使用を許可したときは、東体育館等使用許可書を交付する。

3 前2項の許可は、次の方法により決定するものとする。

(1) 前条第3項第1号による申請に係る許可 抽選

(2) 前条第3項第2号又は第3号による申請に係る許可 申請を受け付けた順序

4 前項第1号の抽選による許可があつた場合において、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が第1項又は第2項の許可書を当該許可があつた日から起算して10日以内に受領しなかつたときは、使用者は、当該申請を取り下げたものとみなす。

- 5 前条第1項ただし書の場合は、茨木市立（福井市民体育館・南市民体育館）使用券の交付をもって茨木市立（福井市民体育館・南市民体育館）使用許可書に代えるものとする。
- 6 前条第2項ただし書の場合は、東体育館等使用券の交付をもって東体育館等使用許可書に代えるものとする。
- 7 福井体育館等の使用者がやむを得ない理由により使用できなくなったときは、茨木市立（福井市民体育館・南市民体育館）使用許可書を添えて、茨木市立（福井市民体育館・南市民体育館）使用取消届出書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。
- 8 東体育館等の使用者がやむを得ない理由により使用できなくなったときは、使用許可書を添えて、東体育館等使用取消届出書を指定管理者に提出しなければならない。

（使用者の義務及び責任）

第10条 使用者は、条例に定めるもののほか、次に掲げる義務及び責任を履行しなければならない。

- (1) 使用の権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
 - (2) 使用施設について準備、後始末又は原状回復等を行う場合は、職員（施設管理者及び施設業務の従事者をいう。以下同じ。）の指示に従うこと。
 - (3) 備品等の使用の際は、丁寧に取り扱い、職員が指示する場所へ確実に返納すること。
 - (4) 使用許可時間を超過し、又は繰り上げて使用しないこと。
 - (5) その他職員の指示に従うこと。
- 2 使用者は、体育館使用について生じた一切の事故につき、その責任を負うものとする。

（入館者の義務）

第11条 入館者は、次に掲げる義務を履行しなければならない。

- (1) 許可なく物品の販売等をしないこと。
 - (2) 所定の場所以外で、火気を使用し、又は喫煙しないこと。
 - (3) 許可なく施設内にはり紙、くぎ打ち等をしないこと。
 - (4) 施設内を不潔にしないこと。
 - (5) 騒音、放歌、暴力等他人に迷惑をかける行為をしないこと。
 - (6) 所定の場所以外に出入りしないこと。
 - (7) 正当な理由がなく長居しないこと。
 - (8) その他職員の指示に従うこと。
- 2 市長及び指定管理者は、前項各号に違反する者に対し、入館を拒否し、又は退去を命じることができる。

(建物等の損傷等の届出)

第12条 使用者は、建物、設備、器具等を滅失し、又は損傷したときは、直ちに職員に届けて、その指示を受けなければならない。

(使用料の減免)

第13条 条例第17条の規定により使用料を減額し、又は免除する場合及びその額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 本市が使用するとき 免除

(2) 災害その他使用者の責めに帰すことができない理由により使用することができないとき 免除

(3) 第9条第4項に該当するとき 免除

(4) 使用者が、使用日の60日前までに使用申請を取り消したとき 免除

(5) 使用者が、使用日の30日前までに使用申請を取り消したとき（前号に掲げる場合を除く。） 5割

(6) 65歳以上の者並びに身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護者が茨木市立福井市民体育館、茨木市立東市民体育館及び茨木市立南市民体育館のトレーニング室を個人使用するとき 5割

2 前項の規定により減額しようとする額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

3 第1項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、茨木市立（市民体育館・福井市民体育館・東市民体育館・南市民体育館）使用料減免申請書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

(使用時間)

第14条 使用時間は、使用の許可を受けた時間とする。

(使用料の還付)

第15条 条例第18条第2項の規定により使用料を還付する場合及びその額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 使用者の責めによらない理由によって使用することができなくなったとき 全額

(2) 使用日の60日前までに使用申請を取り消したとき 全額

(3) 使用日の30日前までに使用申請を取り消したとき（前号に掲げる場合を除く。） 5割

(駐車場の使用時間)

第16条 茨木市立市民体育館、茨木市立福井市民体育館、茨木市立東市民体育館及び茨木市立南市民体育館の駐車場（以下「駐車場」という。）の使用時間は、午前0時から午後12時までとする。

（駐車場の一時使用）

第17条 駐車場を一時使用しようとする者は、車両を入場させる際に一時駐車券（様式第12号）の交付を受けるとともに、出場させる際に駐車場使用料を納付しなければならない。

（駐車場使用料の減免）

第18条 条例第17条の規定により駐車場使用料を減額し、又は免除する場合及びその額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 茨木市駐車場条例施行規則（平成17年茨木市規則第48号）第13条第1項第1号に掲げる事項に該当するとき 免除
- (2) 本市が車両を駐車するとき 免除
- (3) 国又は地方公共団体が業務に使用する車両を市に関連した用務のため駐車するとき 免除
- (4) 行政委員会の委員、非常勤の監査委員、審議会等の委員その他これらの者に相当する職にある者又は市が開催する会議等、市に事務局を置く公益的な活動を行っている団体若しくは市が参画している実行委員会等の構成員である者がその職務を遂行するため、市又は当該団体若しくは実行委員会等の求め（文書によるものに限る。）に応じて来館し、駐車するとき 免除
- (5) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者が駐車するとき 5割
- (6) 療育手帳（知的障害者の福祉の増進を図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害があると判定された者に対し、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市の長から交付される手帳で、障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者が駐車するとき 5割
- (7) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が駐車するとき 5割

2 前項の規定にかかわらず、最初の30分以内の駐車場使用料については、茨木市駐車場条例施行規則第13条第1項第5号の例により取り扱うものとする。

3 第1項第5号から第7号までに規定する者（以下この項及び次項において「障害者」という。）を介護する者（次項において「介護者」という。）が障害者を介護するために駐車する場合（当該障害者が同乗又は同伴している場合に限る。）の駐車場使用料の減額については、第1項第5号から第7号までの規定を準用する。

4 第1項第5号から第7号までの規定により駐車場使用料の減額を受けようとする障害者（介護者を含む。）は、駐車場使用料を納付する際に、茨木市駐車場条例施行規則第13条第4項に規定する減免者等駐車場専用カードを精算機に挿入しなければならない。

（駐車券の紛失の届出等）

第19条 駐車場の使用者は、交付を受けた一時駐車券を紛失したときは、直ちにその旨を市長又は指定管理者に届け出なければならない。

2 一時駐車券を紛失した場合において入場日時が確認できないときは、第16条に規定する駐車場の使用開始時刻に入場があったものとみなす。

（駐車場使用者の義務）

第20条 駐車場の使用者は、条例に定めるもののほか、次に掲げる義務を履行しなければならない。

- (1) 駐車場で喫煙及び飲食をしないこと。
- (2) 車両の通行は、通行標識に従うこと。
- (3) 駐車車両の盗難等防止のため、必要な措置を確実に講じること。
- (4) その他職員の指示に従うこと。

（長期駐車車両等）

第21条 市長及び指定管理者は、駐車場に正当な理由もなく長期に駐車している車両（以下この項において「長期駐車車両」という。）の使用者、所有者その他の長期駐車車両の引取義務を有する者に当該長期駐車車両の引取りを請求することができる。

2 駐車場内における車両間の事故又は車両による事故について、市長及び指定管理者はその責めを負わないものとする。

（特別の設備等）

第22条 福井体育館等の使用者は、条例第19条の規定により、特別な設備又は装飾等を設け、又は変更しようとするときは、茨木市立（福井市民体育館・南市民体育館）内部設備等設置（変更）許可申請書（様式第13号）を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、体育館内部設備等の設置又は変更を許可したときは、茨木市立（福井市民体育館・南市民体育館）内部設備等設置（変更）許可書（様式第14号）を交付する。

3 東体育館等の使用者は、条例第19条の規定により、特別な設備又は装飾等を設け、又は変更しようとするときは、東体育館等内部設備設置（変更）許可申請書を指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。

4 指定管理者は、体育館内部設備等の設置又は変更を許可したときは、東体育館等内部設備等設置（変更）許可書を交付する。

（公共施設使用登録システムによる使用許可申請等）

第23条 公共施設使用登録システムによる使用許可申請等については、茨木市公共施設使用登録システムに関する規則（平成8年茨木市規則第2号）に定めるところによる。

（書類の書式）

第24条 この規則の規定により必要とする書類の様式（この規則で定める様式を除く。）は、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が別に定める。

（その他）

第25条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第18条第1項第3号の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る駐車場使用料の免除について適用し、同日前の使用に係る駐車場使用料の免除については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、機構改革に伴う関係規則の整理に関する規則（平成25年教育委員会規則第4号）による廃止前の茨木市立市民体育館条例施行規則（平成20年茨木市教育委員会規則第10号）によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則（平成26年規則第20号）

（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の茨木市立いのち・愛・ゆめセンター条例施行規則の規定、第2条の規定による改正後の茨木市市民総合センター条例施行規則の規定、第3条の規定による改正後の茨木市保健医療センター条例施行規則の規定、第4条の規定による改正後

の茨木市立生涯学習センター条例施行規則の規定、第5条の規定による改正後の茨木市運動広場条例施行規則の規定、第6条の規定による改正後の茨木市立市民体育館条例施行規則の規定及び第7条の規定による茨木市忍頂寺スポーツ公園条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る駐車場使用料の免除について適用し、同日前の使用に係る駐車場使用料の免除については、なお従前の例による。

附 則（平成27年規則第26号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の茨木市立市民体育館条例施行規則第13条第1項及び第15条の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料の減免及び還付について適用し、同日前の使用に係る使用料の減免及び還付については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、この規則の施行の日前になされた許可に係る使用料の減免及び還付については、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際、この規則による改正前の茨木市立市民体育館条例施行規則によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則（平成28年規則第15号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行の日前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行の日前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の規則によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則（平成29年規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（同年規則第48号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

平成 年 月 日

茨木市立（市民体育館・東市民体育館）指定管理者指定申請書

（申請先）茨木市長

所在地
名称
代表者名
電話番号



茨木市立（市民体育館・東市民体育館）の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

様式第2号（第3条関係）

茨 第 号
平成 年 月 日

茨木市立（市民体育館・東市民体育館）指定管理者候補者選定結果通知書

所在地
名称
代表者名 様

茨木市長



平成 年 月 日付け指定管理者の指定申請について、指定管理者の候補者として選定したので、茨木市立市民体育館条例施行規則第3条の規定により通知します。

なお、この通知は、指定管理者の候補者としての選定結果を通知するものであり、指定を行うものではありません。したがって、地方自治法第244条の2第6項の規定による議会の議決が得られない場合など指定管理者の指定を行うことができない場合があります。

様式第3号（第3条関係）

茨 第 号
平成 年 月 日

茨木市立（市民体育館・東市民体育館）指定管理者候補者選定結果通知書

所在地
名称
代表者名 様

茨木市長



平成 年 月 日付け指定管理者の指定申請について、指定管理者の候補者として選定されなかったため、茨木市立市民体育館条例施行規則第3条の規定により通知します。

理由

様式第4号（第4条関係）

茨木市指令 第 号

所在地
名称
代表者名 様

茨木市立（市民体育館・東市民体育館）指定管理者指定通知書

茨木市立市民体育館条例第7条の規定により、茨木市立市民体育館の指定管理者として指定しましたので、茨木市立市民体育館条例施行規則第4条の規定により通知します。

1 指定期間
平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

※ 詳細については、協議の上、別に定めるものとします。

平成 年 月 日

茨木市長



様式第5号（第5条関係）

茨木市指令 第 号

所在地
名称
代表者名 様

茨木市立（市民体育館・東市民体育館）指定管理者指定取消通知書

平成 年 月 日付け茨木市指令 第 号で指定した指定管理者の指定について、茨木市立市民体育館条例第9条の規定により、次のとおり指定の取消しを決定したので、茨木市立市民体育館条例施行規則第5条第1項の規定により通知します。

- 1 指定の取消しの期日
平成 年 月 日
- 2 指定の取消しの理由

平成 年 月 日

茨木市長



（教示）

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、茨木市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、茨木市を被告（茨木市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第6号（第5条関係）

茨木市指令 第 号

所在地
名称
代表者名 様

茨木市立（市民体育館・東市民体育館）指定管理者業務停止命令通知書

平成 年 月 日付け茨木市指令 第 号で指定した指定管理者が行う管理の業務について、茨木市立市民体育館条例第9条の規定により、次のとおり業務の（全部・一部）の停止を命ずるので、茨木市立市民体育館条例施行規則第5条第2項の規定により通知します。

- 1 業務の停止の期間
平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- 2 業務の停止を命ずる理由

平成 年 月 日

茨木市長



（教示）

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、茨木市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、茨木市を被告（茨木市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第7号（第8条関係）

茨木市立 福井市民体育館 南 市民体育館		平成 年 月 日		
使用許可申請書		受付番号 号		
（申請先）茨木市長 次のとおり茨木市スポーツ施設の使用を申請します。				
申請者	住所	電話 市外局番 () ー		
	団体名	代表者名 年 月 日生		
抽 選 ・ 利 用 申 込 内 容	使用施設名	使用日	許可番号	使用時間
	<input type="checkbox"/> 福井市民体育館	月 日 ()		<input type="checkbox"/> 午前 9:00~12:00
	<input type="checkbox"/> 体育室	月 日 ()		<input type="checkbox"/> 午後A 13:00~15:00
	<input type="checkbox"/> 多目的室	月 日 ()		<input type="checkbox"/> 午後B 15:30~17:30
	<input type="checkbox"/> 南市民体育館	月 日 ()		<input type="checkbox"/> 午後A~B 13:00~17:30
	<input type="checkbox"/> アリーナ全面	月 日 ()		<input type="checkbox"/> 夜間 18:00~21:30
	<input type="checkbox"/> アリーナ半面	月 日 ()		<input type="checkbox"/> 午前~午後B 9:00~17:30
	<input type="checkbox"/> 多目的室	月 日 ()		<input type="checkbox"/> 午前~夜間 9:00~21:30
	<input type="checkbox"/> 会議室	月 日 ()		<input type="checkbox"/> 午前~午後A 9:00~15:00
	<input type="checkbox"/> 研修室	月 日 ()		<input type="checkbox"/> 午後A~夜間 13:00~21:30 <input type="checkbox"/> 午後B~夜間 15:30~21:30
行事名 (種目)				使用人数
使用料明細	規定料金 円	市外10割増 円	免 除 差 円	引 円

	金額	円	領収印								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">課長</td> <td style="width: 25%;">課長代理</td> <td style="width: 25%;">係長</td> <td style="width: 25%;">係</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	課長	課長代理	係長	係					上記金額を納付します。 市民体育館使用料 領収書（控）		
課長	課長代理	係長	係								

様式第8号（第8条関係）

茨木市立（福井市民体育館・南市民体育館）使用券		第	号	使用券控	第	号
使用日時		・ ・ 午前 午後A 午後B 夜間			・ ・ ()	
氏名		住所		氏名 様		
年齢 歳		TEL		年齢 歳		
使用室名		使用内容		使用者区分	使用料	領収印
使用者区分	使用料	領収印	備考			
			茨木市立（福井・南）市民体育館 電話 局 番			

様式第9号（第9条関係）

茨木市立 福井市民体育館 南 市民体育館		平成 年 月 日 使用許可書兼領収書	
次のとおり茨木市スポーツ施設の使用を許可します。		受付番号 号	茨木市長 印
申請者	住所	電話	市外局番 () —
	団体名	代表者名	使用者区分 <input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 高校生以下
抽 選 ・ 利 用 申 込 内 容	使用施設名	使用日	許可番号
	<input type="checkbox"/> 福井市民体育館	月 日 ()	
	<input type="checkbox"/> 体育室	月 日 ()	
	<input type="checkbox"/> 多目的室	月 日 ()	
	<input type="checkbox"/> 南市民体育館	月 日 ()	
	<input type="checkbox"/> アリーナ全面	月 日 ()	
	<input type="checkbox"/> アリーナ半面	月 日 ()	
	<input type="checkbox"/> 多目的室	月 日 ()	
<input type="checkbox"/> 会議室	月 日 ()		
<input type="checkbox"/> 研修室	月 日 ()		
行事名 (種目)			使用人数
使用料明細	規 定 料 金	市外10割増	免 除 差 引
	円	円 △	円

(注意)
 *利用確定手続きがされていないものは、無効です。
 *使用日には、この許可書をご持参ください。
 *申請者の都合で使用を取り消される場合、使用日の60日前までは、使用料の全額を、30日前までは、使用料の5割を還付します。それ以降は、使用料の還付はできません。
 (還付請求される場合は、印鑑をご持参ください。)

領 収 証 書	金額	円	領 収 印
	上記金額を領収しました。 (市民体育館使用料)		

様式第 10 号 (第 9 条関係)

許可第 _____ 号						
茨木市立 福井市民体育館 使用取消届出書 南 市民体育館						
平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日						
(届出先) 茨木市長						
申請者	住所 (法人の場合はその所在地)				電話	
	団体の場合は その名称及び 代表者名		団体名 _____		会場責任者 氏名 電話	
氏名 _____						
次のとおり使用を取り消したいので届け出ます。						
使用許可番	許可号	第 _____ 号 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 交付				
取消しの理由	1 私事都合による取消し 2 その他 (_____)					
使用年月日	平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (曜)	時間帯	午前	午後 A	午後 B	夜間
使用施設名	1 福井市民体育館 2 南 市民体育館		使用室名			
使用料細明	徴収済額		還付額		差引額	

受付印				
	課長	課長代理	係長	係

様式第 11 号 (第 13 条関係)

市民体育館 茨木市立 福井市民体育館 東市民体育館 南市民体育館 (申請先) 茨木市長		(許可第 号) 平成 年 月 日			
申請者	住所	電話			
	(法人の場合はその所在地) 法人の場合は 団体名 _____ その名称及び 氏名 _____ 代表者名 氏名 _____	会場責任者 氏名 _____ 電話 _____			
次のとおり減免を申請します					
使用年月日	平成 年 月 日 (曜日)	午前	午後 A	午後 B	夜間
減免を申請する理由	使用予定時間				
	開始	時			
	終了	時			
使用施設名	1 市民体育館 2 福井市民体育館 3 東市民体育館 4 南市民体育館	参加人員	人		
使用室名		観客人員	人		
使用許可番号	第 号 平成 年 月 日交付				
減免割合 減免を申請する理由					
上記のとおり承認してよろしいか。				受付印	
	課長	課長代理	係長	係	

様式第 12 号 (第 17 条関係)

一時駐車券

入場時刻

出場時刻

茨木市スポーツ施設駐車場 駐車券

【注意事項】

- * 車から離れる際は必ず施錠をし、貴重品等を車内に放置されないようにご注意ください。
- * 1 万円札、5 千円札及び 2 千円札は使用できません。事前に両替をお願いいたします。
- * この券を折り曲げたり汚損や破損をしないようにご注意ください。故障の原因となります。

様式第 13 号 (第 22 条関係)

平成 年 月 日		
茨木市立 福井市民体育館 内部設備等設置 (変更) 許可申請書 南 市民体育館		
(申請先) 茨木市長		
申 込 者	住 所 (法人の場合はその所在地)	電 話
	氏名 (法人の場合はその名称) 及び代表者名	会場責任者 氏 名 電 話
次のとおり内部設備等設置 (変更) を申請します。		
使用許可番号	第 号 平成 年 月 日	
理由及び内容 (着面図添付)		
設 置 期 日	平成 年 月 日 時 分から	設 置 責 任 者
	平成 年 月 日 時 分まで	
撤 去 期 日	平成 年 月 日 時 分から	撤 去 責 任 者
	平成 年 月 日 時 分まで	
備 考		

上記のとおり許可してよろしいか。

部 長	次 長	課 長	課長代理	係 長	係

受 付 印



様式第 14 号 (第 22 条関係)

許可第 号 平成 年 月 日		
茨木市立 福井市民体育館 内部設備等設置 (変更) 許可書 南 市民体育館		
次のとおり許可します。 茨木市長 印		
申 込 者	住 所 (法人の場合はその所在地)	電 話
	氏名 (法人の場合はその名称 及び代表者名)	会場責任者 氏 名 電 話
使用許可番号	第 号 平成 年 月 日	
理由及び内容 (図面添付)		
設 置 期 間	平成 年 月 日 時 分から 平成 年 月 日 時 分まで	設 置 者 責 任 者
撤 去 期 日	平成 年 月 日 時 分から 平成 年 月 日 時 分まで	撤 去 者 責 任 者
備 考		

条 件

- 1 茨木市立市民体育館条例及び同条例施行規則に基づく指示に従ってください。
- 2 使用許可の目的以外に体育館を使用しないでください。
- 3 設備の作業開始及び終了並びに撤去完了時には、必ず係員まで届け出てください。
- 4 体育館の施設、設備、備品等を損傷した場合は、直ちに係員に届け出てその指示に従ってください。
- 5 火気の使用は厳禁です。

様式第1号 (第2条関係)

様式第2号 (第3条関係)

様式第3号 (第3条関係)

様式第4号 (第4条関係)

様式第5号 (第5条関係)

様式第6号 (第5条関係)

様式第7号 (第8条関係)

様式第8号 (第8条関係)

様式第9号 (第9条関係)

様式第10号 (第9条関係)

様式第11号 (第13条関係)

様式第12号 (第17条関係)

様式第13号 (第22条関係)

様式第14号 (第22条関係)

茨木市立市民プール条例

平成18年9月29日

茨木市条例第30号

(設置)

第1条 市民の健康の増進と体位の向上を図るため、本市に茨木市立市民プール（以下「市民プール」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 市民プールの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
茨木市立中条市民プール	茨木市小川町2番7号
茨木市立五十鈴市民プール	茨木市五十鈴町11番13号
茨木市立西河原市民プール	茨木市西河原三丁目2番38号

(事業)

第3条 市民プールは、次の事業を行う。

- (1) 水泳等の指導
- (2) 水泳等のための施設供与
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第1条の設置目的を達成するために必要な事業
(指定管理者による管理)

第4条 市民プールの管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 市民プールの利用の許可に関する業務
- (2) 市民プールの管理に関する業務
- (3) 第3条各号に掲げる事業の実施
(指定管理者の指定の申請)

第6条 第4条の規定による指定を受けようとするものは、申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

- (1) 市民プールの事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(指定管理者の指定)

第7条 市長は、前条の規定による申請のあったもののうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準にもっとも適合していると認められるものを、指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定するものとする。

(1) その事業計画による市民プールの運営が住民の平等利用を確保できるものであること。

(2) その事業計画の内容が市民プールの効用を発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) その事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

2 市長は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、茨木市附属機関設置条例（平成25年茨木市条例第5号）第2条の規定により設置された茨木市指定管理者候補者選定委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急の必要がある場合その他市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（指定管理者が行う管理の基準）

第8条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い市民プールの管理を行わなければならない。

（指定の取消し等）

第9条 市長は、指定管理者が指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

（指定等の告示）

第10条 市長は、指定管理者の指定をしたとき及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

（許可制限）

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 建物、設備、器具等を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が不相当と認めるとき。

（禁止行為）

第12条 市民プールの使用者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他人に危険又は迷惑をかけること。
- (2) 危険な遊びをすること。
- (3) 市民プールの施設若しくはこれに附属する物件を損傷し、又は滅失すること。
- (4) 立入禁止区域内に立ち入ること。
- (5) 許可なく物品の販売等の営利行為をすること。
- (6) その他市民プールの管理上の必要により指定管理者が禁じた行為をすること。

(専用使用許可)

第13条 市民プールを専用して使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

(専用使用許可の取消し等)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、専用使用許可を取り消し、使用を中止させることができる。

- (1) 専用使用許可の条件に違反したとき。
- (2) 専用使用許可申請に虚偽の記載があったとき。
- (3) 第11条各号に該当したとき。
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(利用料金)

第15条 使用者は、別表第1及び別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めた額の利用料金を前納しなければならない。ただし、制限時間を超過した分については、後納することができる。

2 西河原市民プールの駐車場を使用する者は、別表第3に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額の利用料金を納付しなければならない。

(利用料金の収入)

第16条 市長は、指定管理者に前条第1項及び第2項の利用料金を当該指定管理者の収入として收受させる。

(利用料金の減免)

第17条 指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第18条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金(第15条第2項の駐車場の利用料金を除く。)の全部又は一部を還付することができる。

できる。

(秘密保持義務)

第19条 指定管理者又は市民プールの業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、市民プールの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(個人情報の取扱い)

第20条 指定管理者は、市民プールの管理に関し知り得た個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止のために必要な措置を講じなければならない。

(損害賠償)

第21条 使用者の責めに帰すべき理由により、建物、設備、器具等を損傷し、又は滅失したときは、使用者は、市長が相当と認める額を弁償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第22条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行前に準備行為として行った第5条に規定する指定管理者の申請手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の相当規定によって行ったものとみなす。

3 この条例による改正後の別表第1、別表第2及び別表第3の規定は、平成19年4月1日以後の使用に係る使用料又は利用料金について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年条例第34号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行前に準備行為として行った改正後の茨木市立市民プール条例(以下この項において「改正後の条例」という。)第5条に規定する指定管理者の申請手続その他改

正後の条例を施行するために必要な準備行為は、改正後の条例の相当規定によって行ったものとみなす。

附 則（平成21年条例第29号）

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成22年条例第2号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料、駐車場使用料及び利用料金（以下この項において「使用料等」という。）について適用し、同日前の使用に係る使用料等については、なお従前の例による。

附 則（平成25年条例第5号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（同年条例第9号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年条例第6号）抄

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1

中条市民プール・五十鈴市民プール利用料金表

区分		普通券・回数券			定期券
		基本時間	普通券料金	回数券 (11枚つづり) 料金	定期券料金 1人1か月
夏期	個人	一般 1人1回	250円	2,500円	—
		中学生以下 1人1回	120円	1,200円	—

温水期	個人	一般 1人1回	700円	7,000円	一般 7,000円
		中学生以下 1人1回	300円	3,000円	中学生以下 3,000円
	団体(30人以上)	—	個人料金の半額	—	—

備考

- 1 中学生以下とは、中学生、小学生及び3歳以上の幼児をいう。
- 2 65歳以上の者並びに身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護者（次項に規定する者を除く。）が使用するときの利用料金の額は、中学生以下の区分に係る利用料金の額とする。
- 3 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている中学生、小学生及び3歳以上の幼児が使用するときの利用料金の額は、中学生以下の区分に係る利用料金の半額とする。

別表第2

西河原市民プール利用料金表

区分		普通券・回数券				定期券
		基本時間	普通券料金	回数券 (11枚つづり) 料金	超過料金	定期券料金 1人1か月
夏期	個人	一般 1人3時間	1,000円	10,000円	1時間までごとに500円	一般 8,000円
		中学生以下 1人3時間	500円	5,000円	1時間までごとに200円	中学生以下 5,000円
温水期	個人	一般 1人1回	1,000円	10,000円	/	一般 10,000円
		中学生以下 1人1回	500円	5,000円		中学生以下 5,000円
	団体(30人以上)	—	個人料金の半額	—	—	—

備考

- 1 中学生以下とは、中学生、小学生及び3歳以上の幼児をいう。
- 2 65歳以上の者並びに身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護者（次項に規定する者を除く。）が使用するときの利用料金の額は、中学生以下の区分に係る利用料金の額とする。
- 3 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている中学生、小学生及び3歳以上の幼児が使用するときの利用料金の額は、中学生以下の区分に係る利用料金の半額とする。

別表第3

西河原市民プール駐車場利用料金表

区分	利用時間	初日	2日目以降
普通自動車	午前8時から午後8時まで	30分ごとに100円。600円を超える場合は、600円	30分ごとに100円。600円を超える場合は、600円
	午後8時から翌日午前8時まで	1時間ごとに100円	1時間ごとに100円
		初日の利用料金が1,200円を超える場合は、1,200円	2日目以降の各日の利用料金が1,200円を超える場合は、1,200円

備考

- 1 この表において「普通自動車」とは、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条の表に規定する普通自動車をいう。
- 2 この表において「初日」とは、駐車時から24時間を経過するまでの間をいう。「2日目」とは、24時間経過時から48時間を経過するまでをいい、以後同様とする。

茨木市立市民プール条例施行規則

平成25年3月29日

茨木市規則第32号

(趣旨)

第1条 この規則は、茨木市立市民プール条例（平成18年茨木市条例第30号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請書等)

第2条 条例第6条に規定する申請書は、茨木市立市民プール指定管理者指定申請書（様式第1号）とする。

2 条例第6条第2号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 管理に係る収支予算書
- (2) 定款、規約又はこれらに準ずるもの
- (3) 法人の登記事項証明書（法人登記のないものにあつては、業務内容、役員構成及び資本の構成を記載した書類）
- (4) 経営状況を説明する書類
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(候補者の選定結果の通知)

第3条 市長は、条例第7条の規定による選定結果を、次の各号に掲げる申請者の区分に応じ、当該各号に定める通知書により、速やかに当該申請者に対し通知するものとする。

- (1) 候補者に選定された申請者 茨木市立市民プール指定管理者候補者選定結果通知書（様式第2号）
- (2) 候補者に選定されなかった申請者 茨木市立市民プール指定管理者候補者選定結果通知書（様式第3号）

(指定管理者の指定の通知)

第4条 市長は、条例第7条の規定により指定管理者の指定を行ったときは、指定管理者として指定されたものに対し、茨木市立市民プール指定管理者指定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(指定の取消し等の通知)

第5条 市長は、条例第9条の規定により指定管理者の指定の取消しを決定したときは、当該指定管理者に対し、茨木市立市民プール指定管理者指定取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

2 市長は、条例第9条の規定により指定管理者に係る管理業務の全部又は一部の停止を命ずるときは、指定管理者に対し、茨木市立市民プール指定管理者業務停止命令通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（指定管理者の事業報告）

第6条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する茨木市立市民プール（以下「市民プール」という。）に関し次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において条例第9条の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に、当該年度の当該取り消された日までの事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 市民プールの利用の状況
- (2) 利用料金の収入の状況
- (3) 管理業務の実施状況
- (4) 管理に係る経費の収支状況
- (5) 前各号に掲げるもののほか、事業及び管理業務の実態を把握するために必要な事項（使用期間等）

第7条 市民プールの使用期間及び使用時間は、次のとおりとする。

使用期間		使用時間
夏期	7月1日～9月10日	屋外プール午前10時～午後6時30分 屋内プール午前10時～午後8時
温水期	9月11日～翌年の6月30日	午前10時～午後8時

2 温水期の市民プール（以下「温水プール」という。）の休場日は、次に掲げる日とする。

- (1) 火曜日
- (2) 12月28日から翌年1月4日まで

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、市民プールの使用期間及び使用時間を変更し、又は臨時に使用し、若しくは休場することができる。この場合において、指定管理者は、当該プール前の掲示板にその旨を掲示するほか、適当な方法により周知するものとする。

（団体使用）

第8条 温水プールを団体使用できるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本市の社会教育関係団体
- (2) その他市長が認める団体

- 2 団体使用に際しては、成人である責任者が必ず引率しなければならない。
- 3 市民プールの温水プールを団体使用しようとするものは、7日前までに使用申込書を指定管理者に提出しなければならない。

(使用券)

第9条 条例第15条の利用料金を納付した者に対しては、使用券を交付する。

- 2 市民プールの使用者は、退場時に当該使用券を提示しなければならない。
- 3 定期券により市民プールを使用しようとする者は、定期券申込書を指定管理者に提出しなければならない。

(幼児の入場)

第10条 幼児は、成年者である保護者が同伴する場合に限り入場することができる。この場合において、1人の保護者が同伴する幼児の人数は、2人までとする。

(使用の制限)

第11条 条例第11条第3号の指定管理者が不相当と認めるときは、次のとおりとする。

- (1) 感染症にかかっていると認められるとき。
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品を携帯していると認められるとき。
- (3) 酒気を帯びていると認められるとき。
- (4) 鳥獣類を伴っているとき。
- (5) 成年者である保護者が同伴しない幼児であるとき。
- (6) 営利を目的として使用すると認められるとき。
- (7) その他管理上支障があると認められるとき。

(入場の拒否等)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、入場の拒否、場外への退去その他必要な措置を執ることができる。

- (1) 前条各号に該当する者
- (2) 条例第12条各号に掲げる行為をした者
- (3) 正当な理由なく係員の指示に従わない者

(専用使用許可申請)

第13条 条例第13条の許可を受けようとする者は、7日前までに専用使用許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の使用を許可したときは、専用使用許可書を交付する。

(利用料金の免除)

第14条 条例第17条の規定により利用料金を免除する場合は、次のとおりとする。

- (1) 市立の学校園が、特別の事由により使用するとき。
- (2) その他市長が必要と認めるとき。

(利用料金の免除申請)

第15条 条例第17条の規定による利用料金の免除を受けようとする者は、利用料金免除申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の利用料金の免除を承認したときは、利用料金免除承認書を交付する。

(利用料金の還付)

第16条 条例第18条ただし書の規定により利用料金を還付する場合及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 使用者の責めによらない理由により使用できなくなったとき 全額
- (2) 公益上又は指定管理者の都合により使用の許可を取り消したとき 全額

(振替券の交付)

第17条 指定管理者は、前条の規定にかかわらず、振替券の交付をもって利用料金の還付に代えることができる。

(駐車場の使用時間)

第18条 西河原市民プールの駐車場（以下「駐車場」という。）の使用時間は、午前0時から午後12時までとする。

(駐車場の一時使用)

第19条 駐車場を一時使用しようとする者は、車両を入場させる際に一時駐車券（様式第7号）の交付を受けるとともに、出場させる際に駐車場利用料を納付しなければならない。

(駐車場利用料の減免)

第20条 条例第17条の規定により駐車場利用料を減額し、又は免除する場合及びその額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 茨木市駐車場条例施行規則（平成17年茨木市規則第48号）第13条第1項第1号に掲げる事項に該当するとき 免除
- (2) 本市が車両を駐車するとき 免除
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者が駐車するとき 5割
- (4) 療育手帳（知的障害者の福祉の増進を図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害があると判定された者に対し、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市の長から交付される手帳で、障害の程度その他の事項の記載があるもの（いう。）の交付を受けている者が駐車するとき 5割

(5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が駐車するとき 5割

2 前項の規定にかかわらず、最初の30分以内の駐車場利用料については、茨木市駐車場条例施行規則第13条第1項第5号の例により取り扱うものとする。

3 第1項第3号から第5号までに規定する者（以下この項及び次項において「障害者」という。）を介護する者（次項において「介護者」という。）が障害者を介護するために駐車する場合（当該障害者が同乗又は同伴している場合に限る。）の駐車場利用料の減額については、第1項第3号から第5号までの規定を準用する。

4 第1項第3号から第5号までの規定により駐車場利用料の減額を受けようとする障害者（介護者を含む。）は、駐車場利用料を納付する際に、茨木市駐車場条例施行規則第13条第4項に規定する減免者等駐車場専用カードを精算機に挿入しなければならない。

（駐車券の紛失の届出等）

第21条 駐車場の使用者は、交付を受けた一時駐車券を紛失したときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

2 一時駐車券を紛失した場合において入場日時が確認できないときは、第18条に規定する駐車場の使用開始時刻に入場があったものとみなす。

（駐車場使用者の義務）

第22条 駐車場の使用者は、条例に定めるもののほか、次に掲げる義務を履行しなければならない。

- (1) 駐車場で喫煙及び飲食をしないこと。
- (2) 車両の通行は、通行標識に従うこと。
- (3) 駐車車両の盗難等防止のため、必要な措置を確実に講じること。
- (4) その他職員（指定管理者及び施設業務の従事者をいう。）の指示に従うこと。

（長期駐車車両等）

第23条 市長及び指定管理者は、駐車場に正当な理由もなく長期に駐車している車両（以下この項において「長期駐車車両」という。）の使用者、所有者その他の長期駐車車両の引

取義務を有する者に当該長期駐車車両の引取りを請求することができる。

- 2 駐車場内における車両間の事故又は車両による事故について、市長及び指定管理者はその責めを負わないものとする。

(書類の書式)

第24条 この規則の規定により必要とする書類の様式(この規則で定める様式を除く。)は、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が別に定める。

(その他)

第25条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年規則第35号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第15号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行の日前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行の日前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の規則によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則(平成29年規則第48号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年規則第8号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の茨木市立市民プール条例施行規則及び茨木市忍頂寺スポーツ公園条例施行規則によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

様式第1号（第2条関係）

平成 年 月 日

茨木市立 市民プール指定管理者指定申請書

（申請先）茨木市長

所在地
名称
代表者名
電話番号

印

茨木市立 市民プールの指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

様式第2号（第3条関係）

茨 第 号
平成 年 月 日

茨木市立 市民プール指定管理者候補者選定結果通知書

所在地
名称
代表者名 様

茨木市長



平成 年 月 日付け指定管理者の指定申請について、指定管理者の候補者として選定したので、茨木市立市民プール条例施行規則第3条の規定により通知します。

なお、この通知は、指定管理者の候補者としての選定結果を通知するものであり、指定を行うものではありません。したがって、地方自治法第244条の2第6項の規定による議会の議決が得られない場合など指定管理者の指定を行うことができない場合があります。

様式第3号（第3条関係）

茨 第 号
平成 年 月 日

茨木市立 市民プール指定管理者候補者選定結果通知書

所在地
名称
代表者名

様

茨木市長



平成 年 月 日付け指定管理者の指定申請について、指定管理者の候補者として選定されなかったため、茨木市立市民プール条例施行規則第3条の規定により通知します。

理由

様式第4号（第4条関係）

茨木市指令 第 号

所在地
名称
代表者名 様

茨木市立 市民プール指定管理者指定通知書

茨木市立市民プール条例第7条の規定により、茨木市立 市民プールの指定管理者として指定しましたので、茨木市立市民プール条例施行規則第4条の規定により通知します。

1 指定期間
平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

※ 詳細については、協議の上、別に定めるものとします。

平成 年 月 日

茨木市長

印

様式第5号（第5条関係）

茨木市指令 第 号

所在地
名称
代表者名 様

茨木市立 市民プール指定管理者指定取消通知書

平成 年 月 日付け茨木市指令 第 号で指定した指定管理者の指定について、茨木市立市民プール条例第9条の規定により、次のとおり指定の取消しを決定したので、茨木市立市民プール条例施行規則第5条第1項の規定により通知します。

- 1 指定の取消しの期日
平成 年 月 日
- 2 指定の取消しの理由

平成 年 月 日

茨木市長



(教示)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、茨木市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、茨木市を被告（茨木市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第6号（第5条関係）

茨木市指令 第 号

所在地
名称
代表者名 様

茨木市立 市民プール指定管理者業務停止命令通知書

平成 年 月 日付け茨木市指令 第 号で指定した指定管理者が行う管理の業務について、茨木市立市民プール条例第9条の規定により、次のとおり業務の（全部・一部）の停止を命ずるので、茨木市立市民プール条例施行規則第5条第2項の規定により通知します。

- 1 業務の停止の期間
平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- 2 業務の停止を命ずる理由

平成 年 月 日

茨木市長



（教示）

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、茨木市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、茨木市を被告（茨木市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第7号（第19条関係）

一時駐車券

入場時刻

出場時刻

茨木市スポーツ施設駐車場 駐車券

【注意事項】

- * 車から離れる際は必ず施錠をし、貴重品等を車内に放置されないようご注意ください。
- * 1万円札、5千円札及び2千円札は使用できません。事前に両替をお願いいたします。
- * この券を折り曲げたり汚損や破損をしないようご注意ください。故障の原因となります。

様式第1号 (第2条関係)

様式第2号 (第3条関係)

様式第3号 (第3条関係)

様式第4号 (第4条関係)

様式第5号 (第5条関係)

様式第6号 (第5条関係)

様式第7号 (第19条関係)

令和 年 月 日

茨木市立市民体育館・茨木市立中条市民プール
茨木市立五十鈴市民プール・茨木市立西河原市民プール
指定管理者指定申請書

(申請先) 茨木市長

所在地
名 称
代表者氏名
電話番号

印

茨木市立市民体育館の指定管理者の指定を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

1 添付書類

- (1) 団体概要書兼類似施設事業実績書 (様式 2)
- (2) グループ構成書 (様式 3)
- (3) グループ協定書兼委任状 (様式 4)
- (4) 事業計画書 (様式 5)
- (5) 収支予算書 (様式 6)
- (6) 応募資格を満たす旨の誓約書 (様式 7)
- (7) 規約・定款
- (8) 法人の登記事項証明書
- (9) 国税・地方税納税証明書
- (10) 市税の納税確認同意書 (様式 8)
- (11) 貸借対照表、損益計算書、監査報告など、法人の事業及び経営の状況を明らかにするもの。
- (12) 指定管理者申請に関する質問票 (様式 9)
- (13) 公募説明会参加申込書 (様式 10)
- (14) 第三者への一部業務委託承認申請書

団体概要書兼類似施設事業実績書

令和 年 月 日現在

フリガナ 団体名			
代表者名 役職 氏名		設立年月日	年 月 日
団体所在地	〒	職員数 (団体構成人数)	
経営理念 (沿革)			
業務内容			
類似施設における事業実績			
類似施設事業名	内 容		実績年数
応募に関する担当者および連絡先			
所属部署名			
フリガナ 担当者名			
電話番号			
FAX 番号			
E-mail			

グループ構成書

令和 年 月 日

代表団体	フリガナ 団体名	
	フリガナ 代表者役職・氏名	
	団体所在地	
	当該施設の管理運営 業務のうち、主に担当 する業務	
構成団体	フリガナ 団体名	
	フリガナ 代表者役職・氏名	
	団体所在地	
	当該施設の管理運営 業務のうち、主に担当 する業務	
構成団体	フリガナ 団体名	
	フリガナ 代表者役職・氏名	
	団体所在地	
	当該施設の管理運営 業務のうち、主に担当 する業務	
構成団体	フリガナ 団体名	
	フリガナ 代表者役職・氏名	
	団体所在地	
	当該施設の管理運営 業務のうち、主に担当 する業務	

様式 4

グループ協定書兼委任状

令和 年 月 日

(申請先) 茨木市長

グループ名

代表団体 所在地

団体名

代表者名

㊞

件 名	茨木市立市民体育館・茨木市立中条市民プール・茨木市立五十鈴市民プール 茨木市立西河原市民プール指定管理者
-----	---

上記件名の公募に参加するため、募集要項に基づき、グループを結成し、茨木市との間における下記事項に関する権限を代表団体に委任して申請します。

なお、当該件名の指定管理者に指定された場合は、代表団体及び各構成団体は指定管理者としての業務の遂行及び業務の遂行に伴い当グループが負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負います。

グループの 名 称	
グループの 代表団体 (受注者)	<代表団体> 所在地 団体名 代表者名 ㊞
グループの 事務所所在地	
グループの 構成団体 (委任者)	<構成団体> 所在地 団体名 代表者名 ㊞
	<構成団体> 所在地 団体名 代表者名 ㊞
グループの成 立、解散の時 期及び委任期 間	令和 年 月 日から当該指定管理者の指定終了後3か月を経過する日まで。ただし、当グループが上記件名の指定管理者とならなかった場合はただちに解散します。また、当グループの代表団体及び構成団体の変更については、事前に市の承認がなければこれを行うことができないものとします。
委任事項	1 指定管理者の指定の申請に関する件 2 協定書締結に関する件 3 経費の請求受領に関する件 4 契約に関する件
そ の 他	1 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできません。 2 この協定書に定めのない事項については、代表団体及び構成団体全員により協議することとします。

(備考) グループを結成して応募する場合はこの様式を提出してください。また、グループの構成員の数が3者を上回る場合は、この様式に準じて様式を作成してください。

茨木市立市民体育館 管理運営事業計画書

- 事業計画書の枠、文字サイズ、行間は必要に応じて、変更しても構いません。
- 当事業計画書に記載された内容は、原則として仕様書に規定されたものとみなします。
(指定後に、市との協議により実施を取りやめることになる場合は、その限りではありません。)

1. 管理運営の基本方針と意欲

【1-1】管理運営の基本方針
施設の性格、設置目的、業務内容、市の施策を踏まえ、管理運営業務を行っていく総合的な方針について記載してください。

【1-2】管理運営を行う意欲
指定管理者に応募する動機、施設の効用を最大限に発揮させる意欲について記載してください。

2. 管理運営を行う能力

【2-1】経営状況、財務規模
募集要項に記載の、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書により、財務分析を行うため、記載は不要です。

【2-2】類似施設・事業の管理運営・実施実績			
類似施設または事業名	事業内容	実施場所(住所)	実績年数

※類似施設、事業に該当するのは、民間スポーツ施設事業または、それに類する事業です。
 ※実績年数が長い順に上から記載してください。

3. 施設管理運営の考え方と方策

【3-1】従事者の雇用及び労働者福祉の考え方		どちらかに○をつけてください	
(1) 現行職員のうち、意欲がある者については、継続雇用をする考えはありますか。		はい	いいえ
(2) 就職困難者(障害者、一人親家庭の父母、障害者、高齢者、失業者等)の雇用について以下のとおり回答してください。			
①【障害者の雇用について】		どちらかに○をつけてください	
ア 障害者雇用促進法が定める、障害者の法定雇用率について、対象事業主ですか。		はい	いいえ
イ-1 【障害者の雇用義務がある事業者】 障害者雇用率について、法定雇用率は達成していますか。 ※ハローワークへの報告書の控えを提出してください。		はい	いいえ
イ-2 【障害者の雇用義務がない事業者】 障害者を雇用していますか。(パートタイム等の短時間労働も可とする)		はい	いいえ
②「市内在住者の雇用」及び「障害者を除く就職困難者(一人親家庭の父母、高齢者、失業者等)の雇用」に対する具体的な考え方や提案を記載してください。			
実績がある場合は、この1年間の雇用人数や雇用職種等の実績を、下記に記載してください。			
雇用人数	主な雇用職種	主な就職困難事由	
(3) 労働福祉の考え方			
別添「労働福祉の考え方チェックシート」参照。			

【3-2】 人員配置
(1) <u>配置する予定の人員の数、勤務体制、保有資格者等について、記載してください。(必要に応じて、図や表を挿入すること。)</u>
(2) <u>人員を安定的に配置するための、募集や採用方法について記載してください。</u>

【3-3】 人材育成の考え方
<u>指定後の研修実施予定について、研修名、研修内容、対象者等を、具体的に記載してください。</u> ※自社主催の社内研修以外の、外部での研修への参加も評価対象としますので、必ず記入してください。

【3-4】 設備の維持管理及び清掃・衛生管理の考え方
(1) <u>「施設設備の維持管理」及び「清掃や衛生管理」について具体的な取組内容について記載してください。</u> ※業務仕様書で定める取組に加えて、別の取組を実施する場合は、両者の違いが明確となるように記載してください。
(2) <u>第三者への委託内容及び、業者の選考方法について記載してください。(第三者への委託を実施しない場合は、直営での運営が可能な理由を記載してください。)</u> ※業務仕様書に記載のとおり、個々の業務は、市の承認を得ることで、委託が可能です。

【3-5】 緊急時対策、安全管理
<u>緊急時の対応マニュアルが整備状況や、災害等緊急時の訓練、連絡網の整備、職員への意識の徹底などについて、記載してください。</u> ※整備している場合、該当マニュアルや連絡網を提出してください。

【3-6】環境への配慮に関する考え方
茨木市グリーン調達方針で定める環境物品の調達や、環境啓発の実施など、環境への配慮について、記載してください。

【3-7】個人情報の保護及び情報公開
自団体や運営する類似施設において、個人情報取扱、情報公開に関するマニュアル等の整備状況や、個人情報の管理方法（個人情報書類の保管場所や、データ管理のセキュリティ対策等）について、記載してください。
 ※整備している場合、該当マニュアルを提出してください。

【3-8】人権尊重への配慮に関する考え方
団体における人権尊重の考え方について示す指針等（人権に関する考え方を部分的に掲載しているものでも可）の整備状況や、当該指定管理施設における、人権尊重に関する考え方について記載してください。
 ※整備している場合、該当する指針等を提出してください。

4 サービス向上の考え方と方策

【4-1】休日、開業時間

(1) 予定している開館日・開館時間を記載してください。 【参考】〇〇条例 開館日：月・水～日 開館時間：9：00～17：00	開館日	
	開館時間	

(2) 休日、開業時間の設定の考え方を記載してください。

【4-2】利用者ニーズや苦情の把握と対応について

(1) アンケート・その他ニーズを把握する取組を実施する場合は、その内容（対象者、項目、時期、回数等）について記載してください。

(2) 苦情対応マニュアルの整備状況や、意見やアンケート結果を踏まえた対応についての考え方を記載してください。
 ※整備している場合、該当するマニュアル等を提出してください。

【4-3】利用促進・サービス向上及び経費削減等効率化の方策
 (承認制利用料金を採用している場合)
 (1) 予定している利用料金の額について、別紙に記載してください。
 (2) 利用料金の設定に関する考え方を記載してください。
 (3) 利用者(稼働率)目標値を記入してください。(目標設定する指標は、各施設所管課が定めます。)

年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度
指標					
〇〇室					
〇〇館					
〇〇事業					

(4) 利用促進のための広報活動及び広報活動以外の取組について、上記目標設定も踏まえて、具体的に記載すること。
 (5) 上記の他、利用者満足度を高めるためのサービス向上・経費削減等効率化の方策があれば記載して下さい。

【4-4】自主事業の実施計画
 (1) 自主事業の具体的な内容を記載してください。

1	事業名		参加費	
	実施時期		実施年度	
	対象者		対象人数	
	目的と概要			
2	事業名		参加費	
	実施時期		実施年度	
	対象者		対象人数	
	目的と概要			
3	事業名		参加費	
	実施時期		実施年度	
	対象者		対象人数	
	目的と概要			
4	事業名		参加費	
	実施時期		実施年度	
	対象者		対象人数	
	目的と概要			
5	事業名		参加費	
	実施時期		実施年度	
	対象者		対象人数	
	目的と概要			
6	事業名		参加費	
	実施時期		実施年度	
	対象者		対象人数	
	目的と概要			

※ 適宜事業番号及び表を追加してください。
 ※ 指定後に上記の事業を実施する場合は、事前に市の承認が必要です。

5. 収支計画

【5-1】指定管理料の見積もり額

【5-2】収支計画

茨木市立中条・五十鈴・西河原市民プール・管理運営事業計画書

- 事業計画書の枠、文字サイズ、行間は必要に応じて、変更しても構いません。
- 当事業計画書に記載された内容は、原則として仕様書に規定されたものとみなします。
(指定後に、市との協議により実施を取りやめることになる場合は、その限りではありません。)

1. 管理運営の基本方針と意欲

【1-1】管理運営の基本方針
 施設の性格、設置目的、業務内容、市の施策を踏まえ、管理運営業務を行っていく総合的な方針について記載してください。

【1-2】管理運営を行う意欲
 指定管理者に応募する動機、施設の効用を最大限に発揮させる意欲について記載してください。

2. 管理運営を行う能力

【2-1】経営状況、財務規模
 募集要項に記載の、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書により、財務分析を行うため、記載は不要です。

【2-2】類似施設・事業の管理運営・実施実績

類似施設または事業名	事業内容	実施場所(住所)	実績年数

※類似施設、事業に該当するのは、プール事業または、それに類する事業です。
 ※実績年数が長い順に上から記載してください。

3. 施設管理運営の考え方と方策

【3-1】従事者の雇用及び労働者福祉の考え方 どちらかに○をつけてください

(1) 現行職員のうち、意欲がある者については、継続雇用をする考えはありますか。

はい	いいえ
----	-----

(2) 就職困難者(障害者、一人親家庭の父母、障害者、高齢者、失業者等)の雇用について以下のとおり回答してください。

①【障害者の雇用について】 どちらかに○をつけてください

ア 障害者雇用促進法が定める、障害者の法定雇用率について、対象事業主ですか。

はい	いいえ
----	-----

イ-1 【障害者の雇用義務がある事業者】
 障害者雇用率について、法定雇用率は達成していますか。

はい	いいえ
----	-----

※ハローワークへの報告書の控えを提出してください。

イ-2 【障害者の雇用義務がない事業者】
 障害者を雇用していますか。(パートタイム等の短時間労働も可とする)

はい	いいえ
----	-----

②「市内在住者の雇用」及び「障害者を除く就職困難者(一人親家庭の父母、高齢者、失業者等)の雇用」に対する具体的な考え方や提案を記載してください。

実績がある場合は、この1年間の雇用人数や雇用職種等の実績を、下記に記載してください。

雇用人数	主な雇用職種	主な就職困難事由
------	--------	----------

(3) 労働福祉の考え方
 別添「労働福祉の考え方チェックシート」参照。

【3-2】人員配置

(1) 配置する予定の人員の数、勤務体制、保有資格者等について、記載してください。(必要に応じて、図や表を挿入すること。)

(2) 人員を安定的に配置するための、募集や採用方法について記載してください。

【3-3】人材育成の考え方

指定後の研修実施予定について、研修名、研修内容、対象者等を、具体的に記載してください。

※自社主催の社内研修以外の、外部での研修への参加も評価対象としますので、必ず記入してください。

【3-4】設備の維持管理及び清掃・衛生管理の考え方

(1) 「施設設備の維持管理」及び「清掃や衛生管理」について具体的な取組内容について記載してください。

※業務仕様書で定める取組に加えて、別の取組を実施する場合は、両者の違いが明確となるように記載してください。

(2) 第三者への委託内容及び、業者の選考方法について記載してください。(第三者への委託を実施しない場合は、直営での運営が可能な理由を記載してください。)

※業務仕様書に記載のとおり、個々の業務は、市の承認を得ることで、委託が可能です。

【3-5】緊急時対策、安全管理

緊急時の対応マニュアルが整備状況や、災害等緊急時の訓練、連絡網の整備、職員への意識の徹底などについて、記載してください。

※整備している場合、該当マニュアルや連絡網を提出してください。

【3-6】環境への配慮に関する考え方
 茨木市グリーン調達方針で定める環境物品の調達や、環境啓発の実施など、環境への配慮について、記載してください。

【3-7】個人情報の保護及び情報公開
 自団体や運営する類似施設において、個人情報取扱、情報公開に関するマニュアル等の整備状況や、個人情報の管理方法（個人情報書類の保管場所や、データ管理のセキュリティ対策等）について、記載してください。
 ※整備している場合、該当マニュアルを提出してください。

【3-8】人権尊重への配慮に関する考え方
 団体における人権尊重の考え方について示す指針等（人権に関する考え方を部分的に掲載しているものでも可）の整備状況や、当該指定管理施設における、人権尊重に関する考え方について記載してください。
 ※整備している場合、該当する指針等を提出してください。

4 サービス向上の考え方と方策

【4-1】休日、開業時間

(1) 予定している開館日・開館時間を記載してください。 【参考】〇〇条例 開館日：月・水～日 開館時間：9：00～17：00	開館日	
	開館時間	

(2) 休日、開業時間の設定の考え方を記載してください。

【4-2】利用者ニーズや苦情の把握と対応について

(1) アンケート・その他ニーズを把握する取組を実施する場合は、その内容（対象者、項目、時期、回数等）について記載してください。

(2) 苦情対応マニュアルの整備状況や、意見やアンケート結果を踏まえた対応についての考え方を記載してください。
 ※整備している場合、該当するマニュアル等を提出してください。

【4-3】利用促進・サービス向上及び経費削減等効率化の方策
 (承認制利用料金を採用している場合)
 (1) 予定している利用料金の額について、別紙に記載してください。
 (2) 利用料金の設定に関する考え方を記載してください。
 (3) 利用者(稼働率)目標値を記入してください。(目標設定する指標は、各施設所管課が定めます。)

年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度
指標					
〇〇室					
〇〇館					
〇〇事業					

(4) 利用促進のための広報活動及び広報活動以外の取組について、上記目標設定も踏まえて、具体的に記載すること。
 (5) 上記の他、利用者満足度を高めるためのサービス向上・経費削減等効率化の方策があれば記載して下さい。

【4-4】自主事業の実施計画
 (1) 自主事業の具体的な内容を記載してください。

1	事業名		参加費	
	実施時期		実施年度	
	対象者		対象人数	
	目的と概要			
2	事業名		参加費	
	実施時期		実施年度	
	対象者		対象人数	
	目的と概要			
3	事業名		参加費	
	実施時期		実施年度	
	対象者		対象人数	
	目的と概要			
4	事業名		参加費	
	実施時期		実施年度	
	対象者		対象人数	
	目的と概要			
5	事業名		参加費	
	実施時期		実施年度	
	対象者		対象人数	
	目的と概要			
6	事業名		参加費	
	実施時期		実施年度	
	対象者		対象人数	
	目的と概要			

※ 適宜事業番号及び表を追加してください。
 ※ 指定後に上記の事業を実施する場合は、事前に市の承認が必要です。

5. 収支計画

【5-1】指定管理料の見積もり額
 【5-2】収支計画

茨木市立市民体育館 収支予算書 令和2年度～令和6年度

収入の部 (単位:千円)

指定管理業務(A)						
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	積算内訳
指定管理料						
事業費収入						
利用料金収入						
その他						
小計						
自主事業(B)						
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	積算内訳
自主事業収入						
収入合計						

支出の部 (単位:千円)

指定管理業務(a)						
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	積算内訳
人件費						
職員賃金、旅費等						
事業費						
研修講師謝礼、会場使用料、消耗品費、燃料費、印刷製本費、高熱水費、修繕料、通信運搬費、手数料、保険料、備品費等						
小計						
自主事業(b)						
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	積算内訳
〇〇事業費 等						
小計						
支出合計						

収支 (単位:千円)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
指定管理業務(A-a)						
自主事業(B-b)						
収支(全体)						

茨木市立中条市民プール 収支予算書 令和2年度～令和6年度

収入の部 (単位:千円)

指定管理業務(A)						
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	積算内訳
指定管理料						
事業費収入						
利用料金収入						
その他						
小計						
自主事業(B)						
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	積算内訳
自主事業収入						
収入合計						

支出の部 (単位:千円)

指定管理業務(a)						
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	積算内訳
人件費						
職員賃金、旅費等						
事業費						
研修講師謝礼、会場使用料、消耗品費、燃料費、印刷製本費、高熱水費、修繕料、通信運搬費、手数料、保険料、備品費等						
小計						
自主事業(b)						
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	積算内訳
〇〇事業費等						
小計						
支出合計						

収支 (単位:千円)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
指定管理業務(A-a)						
自主事業(B-b)						
収支(全体)						

茨木市立五十鈴市民プール 収支予算書 令和2年度～令和6年度

収入の部 (単位:千円)

指定管理業務(A)						
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	積算内訳
指定管理料						
事業費収入						
利用料金収入						
その他						
小計						
自主事業(B)						
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	積算内訳
自主事業収入						
収入合計						

支出の部 (単位:千円)

指定管理業務(a)						
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	積算内訳
人件費						
職員賃金、旅費等						
事業費						
研修講師謝礼、会場使用料、消耗品費、燃料費、印刷製本費、高熱水費、修繕料、通信運搬費、手数料、保険料、備品費等						
小計						
自主事業(b)						
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	積算内訳
〇〇事業費 等						
小計						
支出合計						

収支 (単位:千円)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
指定管理業務(A-a)						
自主事業(B-b)						
収支(全体)						

茨木市立西河原市民プール 収支予算書 令和2年度～令和6年度

収入の部 (単位:千円)

指定管理業務(A)						
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	積算内訳
指定管理料						
事業費収入						
利用料金収入						
その他						
小計						
自主事業(B)						
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	積算内訳
自主事業収入						
収入合計						

支出の部 (単位:千円)

指定管理業務(a)						
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	積算内訳
人件費						
職員賃金、旅費等						
事業費						
研修講師謝礼、会場使用料、消耗品費、燃料費、印刷製本費、高熱水費、修繕料、通信運搬費、手数料、保険料、備品費等						
小計						
自主事業(b)						
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	積算内訳
〇〇事業費 等						
小計						
支出合計						

収支 (単位:千円)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
指定管理業務(A-a)						
自主事業(B-b)						
収支(全体)						

誓 約 書

令和 年 月 日

(あて先) 茨木市長

申請者

所在地

団体名

代表者氏名

印

茨木市立市民体育館・茨木市立中条市民プール・茨木市立五十鈴市民プール・茨木市立西河原市民プールの指定管理者指定申請にあたって、申請日現在において、下記の応募資格を満たしていることを誓約します。

記

(募集要項に記載した「応募資格」を列挙)

- ① 類似施設の管理運営実績（一部業務再受託実績を含む。）を継続して3年以上有すること。
- ② 宗教活動及び政治活動を主たる目的としていないこと。
- ③ 経営及び資産状況等が次の各号のいずれかに該当していないこと。
 - ア 国税、都道府県税を滞納している法人
 - イ 本市の市税（市に対して納税義務がある場合に限る。）を滞納している法人
 - ウ 旧商法第 381 条第 1 項の規定による会社の整理の開始を命ぜられた法人
 - エ 破産法第 19 条の規定により破産の申立てをしている法人
 - オ 会社更生法第 17 条の規定により更生手続開始の申立てをしている法人
 - カ 民事再生法第 21 条の規定により再生手続開始の申立てをしている法人
- ④ 代表者、役員又はその使用人が刑法第 96 条の 3 又は第 198 条に違反する容疑があったとして、現に、逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されていないこと。
- ⑤ 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反するとして、現に公正取引委員会又は関係機関により認定を受けていないこと。
- ⑥ 団体又はその代表者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げる暴力団又はその構成員でないこと。
- ⑦ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている法人でないこと。
- ⑧ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消の日から 2 年を経過していない法人でないこと。
- ⑨ 次の各号に該当する者が役員となっていない者
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 法律行為を行う能力を有しない者
 - ウ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - エ 本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
 - オ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - カ 暴力団員等の構成員

様式 8

市 税 の 納 税 確 認 同 意 書

令和 年 月 日

(あて先) 茨木市長

申請者

所在地

団体名

代表者氏名

印

茨木市立市民体育館・茨木市立中条市民プール・茨木市立五十鈴市民プール・茨木市立西河原市民プールの指定管理者指定申請にあたって、市が当団体における市税の納税状況を確認することに同意します。

指定管理者申請に関する質問票

令和 年 月 日

(あて先) 茨木市長

申請者
所在地
団体名
代表者氏名

茨木市立市民体育館の指定管理者募集に関し、下記のとおり質問がありますので提出します。

■質問項目（募集要項、仕様書、資料名、ページ数等）

■質問内容

担当連絡先

所属名		FAX 番号	
担当者名		E-mail	
電話番号			

※回答は、8月27日（火）を目途にホームページ内にて公表します。

※質問は本様式1枚につき、1件としてください。

【送付先 FAX 番号】 072-624-4767 （茨木市市民文化局スポーツ推進課宛て）

【送付先 E-mail アドレス】 sportssk@city.ibaraki.lg.jp

指定管理者申請に関する質問票

令和 年 月 日

(あて先) 茨木市長

申請者
所在地
団体名
代表者氏名

茨木市立中条市民プールの指定管理者募集に関し、下記のとおり質問がありますので提出します。

■質問項目 (募集要項、仕様書、資料名、ページ数等)

■質問内容

担当連絡先

所属名		FAX 番号	
担当者名		E-mail	
電話番号			

※回答は、8月27日(火)を目途にホームページ内にて公表します。

※質問は本様式1枚につき、1件としてください。

【送付先 FAX 番号】 072-624-4767 (茨木市市民文化局スポーツ推進課宛て)

【送付先 E-mail アドレス】 sportssk@city.ibaraki.lg.jp

指定管理者申請に関する質問票

令和 年 月 日

(あて先) 茨木市長

申請者
所在地
団体名
代表者氏名

茨木市立西河原市民プールの指定管理者募集に関し、下記のとおり質問がありますので提出します。

■質問項目 (募集要項、仕様書、資料名、ページ数等)

■質問内容

担当連絡先

所属名		FAX 番号	
担当者名		E-mail	
電話番号			

※回答は、8月27日(火)を目途にホームページ内にて公表します。

※質問は本様式1枚につき、1件としてください。

【送付先 FAX 番号】 072-624-4767 (茨木市市民文化局スポーツ推進課宛て)

【送付先 E-mail アドレス】 sportssk@city.ibaraki.lg.jp

指定管理者候補者募集説明会参加申込書

令和 年 月 日

(送付先) 茨木市市民文化スポーツ推進課

(FAX 番号) 072-624-4767

(E-mail アドレス) sportssk@city.ibaraki.lg.jp

【申込締め切り: 令和元年8月14日(水)正午まで】

令和元年8月16日(金)午後1時から開催の茨木市立市民体育館・茨木市立中条市民プール・茨木市立五十鈴市民プール・茨木市立西河原市民プール指定管理者候補者募集説明会への参加を申込みます。

団体名	
団体代表者	
団体所在地	
参加者の 所属・役職・氏名 (2名まで)	(所属) (役職) (氏名) (フリガナ)
	(所属) (役職) (氏名) (フリガナ)
説明会申込に関する 担当者の 所属・役職・氏名	(所属) (役職) (氏名) (フリガナ)
電話番号	
FAX 番号	
E-mail アドレス	